

木更津市地域防災計画案

【資料編】

木更津市防災会議

目 次

1 条例・要綱等	資-1
1.1 木更津市防災会議条例	資-1
1.2 木更津市防災会議運営要綱	資-3
1.3 木更津市防災会議委員名簿	資-4
1.4 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱.....	資-5
1.5 木更津市自主防災資器材交付要領.....	資-7
1.6 木更津市災害対策本部条例	資-8
1.7 木更津市災害対策本部組織運営規程.....	資-9
1.8 私有車両の公務使用許可等に関する規則.....	資-11
1.9 木更津市防災行政無線局管理運用規程.....	資-13
1.10 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領.....	資-15
1.11 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領.....	資-17
1.12 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱.....	資-19
1.13 木更津市避難行動要支援者支援実施要綱.....	資-21
1.14 木更津市防災服の貸与・階級の基準.....	資-24
2 災害協定書・覚書等一覧表	資-26
3 災害対策	資-32
3.1 避難場所等一覧	資-32
3.2 防災関係機関名簿	資-35
3.3 災害時における市の物資調達先一覧.....	資-37
3.4 応急仮設住宅設置予定箇所	資-37
3.5 救急告示病院・総合病院等重要な医療機関.....	資-38
3.6 義援金領収書・義援品受領書の書式.....	資-39
3.7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設	資-40
4 資機材	資-46
4.1 災害備蓄倉庫一覧	資-46
4.2 災害用備品等備蓄状況	資-47
5 災害危険箇所	資-49
5.1 土砂災害危険箇所	資-49
5.2 土砂災害(特別)警戒区域	資-52
6 様式	資-65
6.1 木更津市災害対策本部様式	資-65
6.2 災害救助法様式	資-75
6.3 自衛隊災害派遣要請様式	資-93
7 被害調査班担当区域	資-95

1 条例・要綱等

1.1 木更津市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 27 日条例第 43 号

最終改正

令和元年 6 月 29 日条例第 4 号

木更津市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき木更津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 木更津市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織（災害対策基本法第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則（令和元年 6 月 29 日条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(木更津市防災会議委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から令和3年2月28日までの間において、木更津市防災会議条例第3条第5項第8号又は第9号の規定により任命された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、令和3年2月28日までとする。

1.2 木更津市防災会議運営要綱

昭和47年2月28日防災会議要綱第1号

最終改正

令和3年3月31日告示第74号

木更津市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市防災会議条例（昭和37年木更津市条例第43号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、木更津市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第3条 防災会議の権限に属する事項のうち次の事項については、会長において処理することができる。

(1) 災害が発生した場合において、情報を収集すること。（条例第2条第2号）

(2) 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。（条例第2条第3号。災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第14条第2項第3号）

(3) 関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。（条例第2条第3号。法第21条）

(4) 災害対策本部の設置についての意見に関すること。（条例第2条第3号。法第23条第1項）

(5) その他軽易な事項

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(事務局)

第4条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務部危機管理課に置く。

2 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(中略)

附 則 (令和3年3月31日告示第74号)

この告示は、公示の日から施行する。

1.3 木更津市防災会議委員名簿

該当号	機関名	職名	電話番号
1	市長	木更津市長	23-7111
2	指定地方行政機関	関東農政局千葉県拠点地方参事官	043-224-5611
		海上保安庁木更津海上保安署長	30-0118
		銚子地方気象台長	0479-23-7705
3	自衛隊	陸上自衛隊高射教導隊第4高射中隊長	043-422-0221
		海上自衛隊航空補給処副処長	23-2361
		航空自衛隊第4補給処木更津支処長	41-1111
4	知事部局内職員	君津地域振興事務所長	23-1111
		君津土木事務所長	25-5131
		君津健康福祉センター長	22-3743
		木更津港湾事務所長	25-5141
5	警察官	木更津警察署長	22-0110
6	市長部局内職員	木更津市副市長	23-7111
		市長公室長	〃
		総務部長	〃
		企画部長	〃
		財務部長	〃
		市民部長	〃
		健康こども部長	〃
		福祉部長	〃
		環境部長	〃
		経済部長	〃
		都市整備部長	〃
7	教育長	木更津市教育長	23-7111
8	消防	木更津市消防長	22-0119
		木更津市消防団長	〃
9	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター 所長 木更津地区駅長	22-3133
		東日本電信電話株式会社 千葉事業部千葉支店長	23-4440
		東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社長	23-3551
		東京ガスネットワーク株式会社 千葉支社長	043-246-7705
10	その他指定地方公共機関	一般社団法人君津木更津医師会会長	22-3511
		一般社団法人君津木更津歯科医師会会長	事務局 38-5725
		特定非営利活動法人 君津木更津薬剤師会薬業会理事	事務局 36-2294
11	自主防災組織を構成する者または学識経験者	木更津市自主防災組織連絡協議会会長	事務局 23-7094
12	市長が防災上必要と認める者	木更津市赤十字奉仕団委員長	事務局 25-2089
		木更津商工会議所常議員	37-8700
		木更津市農業協同組合総務部長	23-0501
		かずさ水道広域連合企業団技師長	38-3276
		木更津市消防団機能別分団女性部長	22-0119
		公益社団法人千葉県獣医師会（かずさ獣医師会）会長	30-9030

1.4 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

昭和 49 年 12 月 24 日告示第 86 号
最終改正 令和元年 11 月 5 日告示第 175 号

木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止するため、危険住宅（がけ地の崩壊等による危険が著しいため、建築基準法施行条例（昭和 36 年千葉県条例第 39 号）第 3 条の 2 の規定により指定した災害危険区域、同条例第 4 条の規定により建築を制限している区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行つたもの。以下同じ。）の移転を行う者（住宅金融公庫又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）が行うがけ地近接危険住宅移転事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和 45 年木更津市規則第 21 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該居住者に補助金を交付する。

(種目、経費及び補助金)

第 2 条 補助金の対象となる事業の種目、経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 3 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 3 条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が指定する期日までにがけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 4 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告し、その指示をうけること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(承認の手続)

第 5 条 危険住宅の移転を行う者が前条第 1 号又は第 2 号の規定により承認を受けようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 2 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 6 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 10 条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、市長が指定する日現在の事業の遂行状況をがけ地近接危険住宅移転事業遂行状況報告書（別記第 3 号様式）正副 2 部を、その日から 15 日以内に市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、がけ地近接危険住宅移転事業実績報告書（別記第 4 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第 8 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付請求書（別記第 5 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(理由の提示)

第 9 条 市長は、補助金の全部または一部の取消し、及び返還等を命じようとするときは、規則第 21 条の規定に基づき、補助金を受けようとするものまたは補助金を受けているものに対し、理由を示すものとする。

附 則（令和元年 11 月 5 日告示第 175 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表

事業種目	経費	補助限度額
危険住宅除却等事業	市内に存する危険住宅の移転を行う者が、当該危険住宅の除却等を行う場合に要する経費	1戸当たり 975 千円
建物建設（購入）事業	危険住宅の移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅を市内に建設し、若しくは購入する費用（当該住宅に必要な土地を取得する場合にあつては、土地の取得に要する費用を含む。）の全部又は一部を金融機関から借り入れた場合、当該費用の借入れに係る利子（年利率 8.5 パーセントを限度とする。）に相当する経費	1戸当たり 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）。ただし、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域にあつては、1戸当たり 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）とする。

別記様式（省略）

1.5 木更津市自主防災資器材交付要領

(昭和56年2月24日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、県の震災火災対策自主防災組織整備事業補助金交付要綱（昭和54年千葉県告示第649号）に基づき、自主防災組織に対し、自主防災に必要な資器材を交付することにより、自主防災組織の育成整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「自主防災組織」とは、市内の町内会又は自治会を単位として自主防災を目的とし結成される団体をいう。

(交付種目)

第3条 市が交付する資器材は、1組織当り30万円以内で次の種目のとおりとする。

種	目
消火器・担架・救急薬品・ヘルメット・メガホン・ロープ・誘導旗・腕章・その他自主防災組織の整備に必要な資器材	

(申請)

第4条 資器材の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災資器材交付申請書（別記第1号様式）に自主防災組織規約（写）を添えて市長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を自主防災資器材交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知する。

(受領書の提出)

第6条 自主防災資器材の交付を受けた申請者は、自主防災資器材交付物件受領書（別記第3号様式）を、市長に提出するものとする。

(返還)

第7条 偽り、その他不正の手段により資器材の交付決定又は資器材の交付を受けた自主防災組織があるときは、市長は、資器材の交付決定を取消し、又は既に交付した資器材を返還させるものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から実施する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、改正後の木更津市自主防災資器材交付要領の規定は、平成3年4月1日から適用する。

別記

第1号様式（第4条） 省略

第2号様式（第5条） 省略

第3号様式（第6条） 省略

1.6 木更津市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 27 日条例第 44 号
最終改正

平成 24 年 12 月 19 日条例第 41 号

木更津市災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、木更津市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

(中略)

附 則 (平成 24 年 12 月 19 日条例第 41 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1.7 木更津市災害対策本部組織運営規程

昭和46年7月23日訓令第12号
最終改正

令和3年3月31日訓令第2号

木更津市災害対策本部組織運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、木更津市災害対策本部条例(昭和37年木更津市条例第44号)第5条の規定により、木更津市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織及び所掌事務)

第2条 本部に、部及び連絡所(以下「部等」という。)を置く。

2 部に班を置く。

3 前各項に規定する部等及び班は、別表第1のとおりとする。

4 前項に規定する組織の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(本部に属する者)

第3条 本部は、次の者をもつて構成する。

(1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)

(2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)

(3) 災害対策本部長付(以下「本部長付」という。)

(4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長及び本部長付)

第4条 副本部長は、副市長をもつて充て、本部長付は、教育長及び会計管理者をもつて充てる。

2 副本部長に事故あるときは、本部長付のうちから本部長の指名する者をもつて充てる。

(本部員の区分及び職務)

第5条 次の各号に掲げる者をもつて本部員とする。

(1) 各部の長(以下「部長」という。)

(2) 各部の副部長(以下「副部長」という。)

(3) 各班の長(以下「班長」という。)

(4) 連絡所の長(以下「連絡所長」という。)

(5) 連絡員

(6) 班員及び連絡所員(以下「班員等」という。)

2 本部員(連絡員及び班員等を除く。)は別表第3に掲げる者をもつて充てる。

3 部長は、所属班長を指揮監督し、班長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 連絡所長は、総務部長の命による通報及び連絡に従事する。

6 連絡員は、各部ごとに1人とし、部長が指名した者をもつて充て、所定の場所に待機し、上司の命により部内各班との連絡調整を行う。

7 班員等は、部等及び班に対応する市の職員をもつて充て、上司の命により事務に従事する。

(配備体制)

第6条 本部の配備体制は、災害の種類、規模等に応じ、次の区分のとおりとし、それぞれの配備要領は、本部長が別に定める。

(1) 第1配備

水防救助活動及び情報連絡活動等が円滑に行いうる体制とする。

(2) 第2配備

第1配備体制を強化し、各部の所要人員をもつて対処する体制とする。

(3) 第3配備

本部の全員をもつて対処する体制とする。

2 市の組織の各部及び課等の長は、本部設置前においても、気象状況その他の災害現象に注意し、災害が発生するおそれ又は発生した場合は、所掌事務について応急の処置がとれるようあらかじめ職員の配置計画等をたて、所属職員に徹底しておくものとする。

(本部の設置基準)

第7条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が市域を含め発令されたとき。
- (2) 市内に大規模な地震、火災、爆発又はこれに類する事故等が発生したとき。
- (3) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項による警戒宣言が発せられたとき。

(本部会議)

第8条 本部に、次の各号に掲げる者をもって構成する本部会議を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長付
- (4) 部長
- (5) 本部長の指名する者

2 本部会議は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を協議する。

3 各部長は、本部会議で協議する事項が生じたときは、速やかに総務部長にその旨を申し出るものとする。

(本部事務局)

第9条 本部に事務局を置く。

2 前項の事務局員は、総務部危機管理班及び総務部長が指名した各部1名の職員をもって充てる。

(通報)

第10条 部等の長は、収集した災害情報を直ちに市長公室シティプロモーション班へ通報するものとする。

2 市長公室部長は、前項の通報を受けたときは、直ちに本部長及び関係部等の長へ通報するものとする。

(情報の発表)

第11条 災害情報の発表は、本部会議の議を経て行うものとする。ただし、事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(本部の廃止)

第12条 本部の廃止は、市域について災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害の応急対策がおおむね終了したときに、市長の命により行う。

2 本部廃止後の連絡は、総務部危機管理課において行う。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

(中略)

附 則 (令和3年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第3項) 省略

別表第2 (第2条第4項) 省略

別表第3 (第5条第2項) 省略

1.8 私有車両の公務使用許可等に関する規則

昭和48年6月16日規則第19号
最終改正

平成28年3月31日規則第32号

(目的)

第1条 この規則は、私有車両を公務に使用する場合の許可基準その他必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 私有車両 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で職員が所有し、かつ、通常通勤のために使用している車両をいう。
- (2) 庁用車両 木更津市庁用車両管理規則(昭和43年木更津市規則第22号)第2条第7号及び第8号に規定する車両をいう。
- (3) 自賠償保険 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に規定する自動車損害賠償責任保険をいう。

(使用手続)

第3条 私有車両を公務に使用しようとする者は、私有車両公務使用許可申請書(別記様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を所属長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない特別の事情のあるときは、口頭による申出により許可を受けることができるが、事後速やかに使用許可申請書を提出しなければならない。

2 駅前庁舎、朝日庁舎、消防本部等以外の市の施設で庁用車両の配備がされていない施設(以下「当該施設」という。)については、当該施設の所属長は、当該施設の職員の私有車両を公務で使用しようとするときは、当該職員から私有車両の公務使用に係る同意書(別記様式第1号の2)の提出を受けたうえで、私有車両公務使用許可申請書(別記様式第1号の3)を人事担当課長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 所属長及び人事担当課長(以下「所属長等」という。)は、前条の規定により許可の申請があつたときは、その内容が次の各号に定める要件を備えていると認められるときに限り(前条第2項の規定により許可するときは、第1号及び第2号の要件を備えていると認められるときに限る。)、同条の許可をすることができる。

- (1) 自賠償保険のほか任意保険の対人賠償保険1,000万円以上の保険契約を締結していること。
- (2) 道路運送車両法の規定による車両の整備がなされているものであること。
- (3) 庁用車両及び一般輸送交通機関(タクシーを含む。)が利用できず、又は利用困難な特別の事情のあること。
- (4) 原則として勤務日の勤務時間内の使用であること。
- (5) 前2号のほか、所属長において公務遂行上やむを得ないと認めるとき。

2 所属長は、前項の規定により使用の許可をしたときは、申請者に私有車両公務使用許可書(別記様式第2号)を交付する。

3 人事担当課長は、第1項の規定により使用の許可をしたときは、所属長に私有車両公務使用許可書(別記様式第2号の2)を交付する。

4 前2項の規定による許可を受けた場合を除くほか、職員は、私有車両を公務の遂行のために使用してはならない。

(交通事故等の報告)

第5条 前条の規定により私有車両の使用の許可を受けた職員若しくは関係職員は、当該私有車両が故障、交通事故その他の事情により許可の目的、経路等を著しく変更し運行する必要が生じ、又は運行ができなくなった場合は、速やかに所属長に連絡し必要な指示等を受けなければならない。

2 交通事故発生の場合は、法令その他別に定めるもののほか臨機の処置を取り、木更津市庁用車両管理規則第24条第1項第1号に規定する交通事故報告書に、次の各号に掲げる書類等を添え速やかに所属長へ提出しなければならない。

- (1) 私有車両公務使用許可書

- (2) 私有車両の登録証の写し（必要により相手側車両のもの）
- (3) 運転者の免許証の写し（必要により相手側運転手のもの）
- (4) 自賠償保険証の写し（必要により相手側車両のもの）
- (5) 任意保険証の写し（必要により相手側車両のもの）
- (6) 財物損害の場合においては、その状況写真（写真の提出ができないときは、その事情又は損害の程度を示すに必要なもの）
- (7) その他事故に関係する必要な書類等

（損害の補償）

第6条 第4条第1項の規定による許可を受けて私有車両を使用した場合において、自己の故意又は過失なくして当該私有車両に関して損害を受け、その損害の原因について責に任ずべき者からその損害の賠償を受けることができず、又はその損害の原因について責に任ずべき者が存在しないときは、市は、その損害を補償するものとする。

（事故の処理）

第7条 この規則に規定する私有車両の交通事故の補償等については、別に定める交通事故処理委員会において審査決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（中略）

附 則（平成28年3月31日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記 省略

1.9 木更津市防災行政無線局管理運用規程

平成3年3月30日訓令第4号

最終改正

平成31年3月29日訓令第6号

木更津市防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、木更津市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正な管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第2条第5号に定めるものをいう。
- (2) 固定局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第4条第1項第1号に定めるものをいう。
- (3) 基地局 施行規則第4条第1項第6号に定めるものをいう。
- (4) 陸上移動局 施行規則第4条第1項第12号に定めるものをいう。
- (5) 遠隔制御器 固定局及び基地局に付属し、有線により接続された通信装置をいう。
- (6) 移動系 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間並びに固定局相互間で交互に行う無線通信系をいう。
- (7) 固定系 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する固定局と当該固定局の通信の相手方となる受信設備で構成される無線通信系をいう。
- (8) 無線設備 法第2条第4号に定めるものをいう。
- (9) 無線従事者 法第2条第6号に定めるもので法第51条の規定により選任された者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成は、別に定める。

(総括管理者等の設置)

第4条 無線局の管理及び運用の適正な実施を図るため、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 通信取扱責任者
- (4) 保管責任者

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を掌理するとともに、保管責任者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務に従事するとともに、総務部危機管理課に所属する無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 通信取扱責任者は、総務部危機管理課危機管理係長をもって充てる。

(保管責任者)

第8条 保管責任者は、管理責任者の命を受け、遠隔制御器又は陸上移動局の管理並びに運用の業務を処理するとともに、当該遠隔制御器又は陸上移動局を設置した部署に属する無線従事者又は通信取扱者を指揮監督する。

2 保管責任者は、前項に規定する遠隔制御器又は陸上移動局を設置した部署の長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者)

第9条 無線従事者は、保管責任者又は通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を管理指導する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、保管責任者又は通信取扱責任者の命を受け、無線従事者の管理のもとに無線設備の操作を行う。

2 通信取扱者は、陸上移動局の操作に従事する職員とする。

(通信の統制)

第11条 総括管理者は、通信の正常かつ能率的な運用を確保するために必要と認めるときは、通信を統制することができる。

(無線従事者の配置及び養成)

第12条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び無線設備の操作の習熟を図るため、次の各号に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 総合通信訓練 防災訓練に併せて毎年1回

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への情報伝達訓練及び移動系による情報受伝達訓練とする。

(無線設備の保守点検)

第14条 総括管理者は、無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に掲げる保守点検を行うものとする。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年点検 年1回

2 前項第1号及び第2号の保守点検の結果、無線設備に異常を発見した者は、直ちに保管責任者又は通信取扱責任者に報告するものとする。

(備付け書類の管理等)

第15条 管理責任者は、法その他関係法令に基づく業務書類等を管理保管するものとする。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線従事者は、毎日無線業務日誌(別記第2号様式)の記載を行い、管理責任者に提出し査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、前年分の無線業務日誌抄録を毎年1月末までに作成し、総括管理者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(木更津市防災行政広報無線及び行政無線管理運用規程の廃止)

2 木更津市防災行政広報無線及び行政無線管理運用規程(昭和57年木更津市訓令第8号)は、廃止する。

(中略)

附 則(平成31年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別記 省略

1. 1 0 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市防災行政無線局管理運用規程（平成3年木更津市訓令第4号）に基づき、木更津市防災行政無線局固定系の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木更津市防災行政無線局固定系 木更津市防災行政広報無線（以下「広報無線」という。）をいう。

(2) 親局 通報を送信する固定局をいう。

(3) 子局 親局から送信された通信の相手方となる受信設備をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 木更津市防災行政無線局管理運用規程第3条に規定する無線局の回線構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) システム構成図は、別表第1のとおりとする。

(2) 親局及び子局の設置場所は、別表2のとおりとする。

(3) 戸別受信機の設置場所は、別表3のとおりとする。

(広報の範囲)

第4条 広報無線による広報（以下「放送」という。）事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災に関する事項

ア 気象に関する情報

イ 地震に関する情報

ウ 津波に関する情報

エ がけくずれ警報

オ 災害対策本部設置時における災害に関する事項

カ その他総括管理者が特に必要と認める事項

(2) 一般行政に関する事項

ア 公害に関する事項

イ 市行政の周知又は市民の協力を必要とする事項

ウ その他総括管理者が特に必要と認める事項

(3) 無線設備の試験に関する事項

(放送の種類)

第5条 放送の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 時報放送 定時のチャイム放送をいう。

(2) 一般放送 前条に規定する事項の放送であって、あらかじめ放送日時が決定している放送をいう。

(3) 緊急放送 前条に規定する事項の放送であって、緊急を要する事態が発生した場合又は発生が予測される場合における放送をいう。

(放送の時間)

第6条 前条に規定する放送は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 時報放送は、1月1日から3月31日まで及び10月1日から12月31日までの間にあっては毎日午後5時に、4月1日から9月30日までの間にあっては毎日午後6時に行うものとする。

(2) 一般放送は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く日の平常勤務時間内で必要に応じて行うものとする。この場合において、放送回数は1日1回とし、1回に要する時間は3分以内で行うよう努めなければならない。

(3) 緊急放送は、必要に応じてその都度行うものとする。

(放送の方法)

第7条 一般放送及び緊急放送は、必要に応じて次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 一斉放送 市全地域を対象に行う放送

ア 緊急一斉放送

イ 一斉放送

ウ 時分割一斉放送

(2) 群別放送 特定の地域を対象に行う放送

(3) 個別放送 特定の地域の一部を対象に行う放送

(放送の依頼)

第8条 各課等の長は、所掌の事務に係る一般放送を依頼する場合は、放送を希望する日の7日前までに広報無線一般放送依頼書（別記第1号様式）を管理責任者に提出しなければならない。

2 各課等の長は、所掌の事務に係る緊急放送を依頼する場合は、直ちに管理責任者に協議するとともに広報無線緊急放送依頼書（別記第2号様式）を管理責任者に提出しなければならない。

(放送内容の審査)

第9条 管理責任者は、前条の規定による依頼を受けたときは、速やかにその内容を審査し、放送の可否について総括管理者の承認を得るものとする。

(管理責任者又は保管責任者の行う放送)

第10条 管理責任者は、第4条第1号及び第3号に規定する事項に関する放送を行うことができる。

2 保管責任者は、次の各号に掲げる事項に関する放送を行うことができる。

(1) 火災発生に伴う消防団員の招集に関する事項

(2) 火災気象通報が発表された場合における火災予防に関する事項

(3) 緊急放送及び一般放送のうち、管理責任者から指示のあった事項

3 前2項に規定する緊急放送を行った場合は、速やかに広報無線放送報告書（別記第3号様式）を総括管理者に提出するものとする。

(子局による拡声放送)

第11条 総括管理者が指定する者は、第4条第1号才及び第3号に規定する事項に限り、親局からの送信によらず子局による拡声放送を行うことができる。

2 前項の規定による拡声放送を行った場合は、速やかに子局拡声放送報告書（別記第4号様式）を管理責任者に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1号）

（省略）

別表第2（第3条第2号）

（省略）

別表第3（第3上第3号）

（省略）

1. 1. 1 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市防災行政無線局管理運用規程（平成3年木更津市訓令第4号）に基づき、木更津市防災行政無線局移動系の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線局の回線構成)

第2条 木更津市防災行政無線局管理運用規程第3条に規定する無線局の回線構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) システム構成図は、別表第1のとおりとする。
- (2) 無線局の種別、設置部署名、形状、呼出名称、選択信号及び自動車登録番号は、別表第2のとおりとする。

(通信の種類)

第3条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通信 防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するために使用する通信をいう。
- (2) 試験通信 無線機器の試験又は調整をするための通信をいう。
- (3) 普通通信 緊急通信及び試験通信以外の通信をいう。

(通信の原則)

第4条 通信を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 必要のない通信は、これを行ってはならない。
- (2) 通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(通信の時間)

第5条 無線局は、常時運用するものとする。

(陸上移動局)

第6条 車両に装備されている陸上移動局は、当該車両の運行中は開局するものとする。

(普通通信における優先事項)

第7条 普通通信において、次の各号に掲げる事項に関する通信は、執務時間内に限り、他の通信に優先する。この場合において、優先事項以外の通信は行わないものとする。

- (1) 水道本管の漏水事故
- (2) 下水道本管の閉塞事故
- (3) その他総括管理者が特に必要と認める事項

2 保管責任者は、前項の通信を行う場合には、管理責任者に通信に要する時間を連絡しなければならない。

3 管理責任者は、前項の連絡を受けたときは、通信統制台等により必要な措置を講ずるものとする。

(災害時等の通信統制)

第8条 総括管理者は、災害若しくは緊急事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに管理責任者及び無線従事者に待機を命じ、通信の確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 総括管理者は、通信の統制をしようとするときは、統制の内容及び統制開始時刻等必要な事項を保管責任者へ指示するものとする。また、通信の統制を解除したときは、直ちにその旨を保管責任者へ通知するものとする。

(通信方法)

第9条 通信の呼出及び応答等の方法は、別表第3のとおりとする。

2 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与えるおそれがある場合は、直ちにその通信を中止しなければならない。

(無線従事者の報告)

第10条 保管責任者は、無線従事者に異動等があった場合は、総括管理者に報告するものとする。

(保守点検)

第11条 無線設備の保守点検項目は、別表第4のとおりとする。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

別表 省略

1. 1 2 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

平成 13 年 3 月 30 日告示第 75 号
最終改正

平成 24 年 12 月 6 日告示第 292 号

木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内において災害により負傷若しくは死亡した者又は被害を受けた住家の居住者（以下「被災者」という。）に対する災害見舞金又は災害弔慰金（以下「見舞金」という。）の給付を行い、もって、市民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は火災若しくは爆発をいう。
- (2) 住家 専ら居住の用に供する家屋（屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物をいう。以下同じ。）又はその一部を居住の用に供する家屋をいう。ただし、これらに附属する物置、倉庫等は除く。
- (3) 負傷 治癒期間が 5 日以上のもをいう。
- (4) 死亡者 死亡の事実を確認したもの又は死亡の事実は確認できないが、死亡したことが確実であると推定されるものをいう。
- (5) 遺族 死亡者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいう。
- (6) 全壊及び全焼 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70 パーセント以上のものをいう。
- (7) 半壊及び半焼 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のものをいう。
- (8) 床上浸水 住家においてその床より上に浸水したもの又は土砂若しくは竹木等のたい積により一時的にその住家に居住することができないものをいう。

(給付対象者)

第 3 条 見舞金の給付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市に記録されている者
- (2) 前号に定める者のほか、市長が必要と認めた者

(災害見舞金の給付)

第 4 条 市は、別表に定める基準により、被災者に災害見舞金を給付するものとする。この場合において、被害を受けた住家に被災者が 2 人以上居住しているときにあつては、当該被災者のうち市長が認めた者 1 人に対し災害見舞金を給付する。

(災害弔慰金の給付)

第 5 条 市は、災害による死亡者の遺族に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める災害弔慰金を給付する。

- (1) 死亡者が主たる生計維持者であった場合 100,000 円
- (2) 死亡者が主たる生計維持者以外の者であった場合 30,000 円

2 前項の災害弔慰金の給付を受ける遺族は、相続の順位、同居の有無等を勘案して市長が認めた者 1 人とする。

(給付の制限)

第 6 条 災害見舞金及び災害弔慰金の併給は行わないものとし、重複する場合は災害見舞金又は災害弔慰金の額の多いものを給付する。

(同一災害の取扱い)

第 7 条 第 2 条第 1 号に規定する災害のうち、相異なる災害により被災した場合であっても、同一の災害（同時又は相接近する場合を含む。）によるものとして取扱うことが適当と認められるときは、一の災害により被災したものとみなす。

(適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金及び災害弔慰金の給付は行わないものとする。

- (1) 本市が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき。
- (2) 被災者の故意又は重大な過失があると認められるとき。

(給付の申請)

第9条 災害見舞金及び災害弔慰金の給付を受けようとする者は、災害見舞金・災害弔慰金給付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 総務部長及び消防長は、災害の発生に関し関係機関と密接な連絡をとるとともに、迅速かつ正確に調査を実施し、災害見舞金・災害弔慰金調査報告書(別記第2号様式)により市長に報告するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(中略)

附 則 (平成24年12月6日告示第292号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年7月9日以降に発生した災害について適用する。

別表(第4条関係)

	一般世帯	単身世帯
全壊及び全焼	50,000円	30,000円
半壊及び半焼	30,000円	20,000円
床上浸水	20,000円	10,000円
災害により負傷した場合		10,000円
市長が必要と認める場合	30,000円以内で市長が適当と認める額	

別記様式 省略

1.13 木更津市避難行動要支援者支援実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日告示第 97 号

最終改正

平成 30 年 3 月 30 日告示第 91 号

木更津市避難行動要支援者支援実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木更津市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備し、避難行動要支援者が安心して暮らすことのできる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 避難行動要支援者 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の 10 に規定する避難行動要支援者をいう。

(2) 避難行動要支援者避難支援プラン 避難行動要支援者の避難支援について定める計画で次に掲げるものをいう。

ア 全体計画 避難行動要支援者の避難支援についての基本方針をいう。

イ 個別計画 避難行動要支援者一人ひとりの特性に応じた具体的な避難支援対策を定めたものをいう。

(木更津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画策定委員会)

第 3 条 全体計画を作成するため、木更津市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、危機管理課長、社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長その他委員長が認める者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

7 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(木更津市避難行動要支援者個別支援班)

第 4 条 個別の避難行動要支援者に対応した支援をするため、木更津市避難行動要支援者個別支援班(以下「支援班」という。)を設置する。

2 支援班は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 避難行動要支援者情報の共有化に関すること。

(2) 個別計画の作成に関すること。

(3) 避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画、実施、広報等に関すること。

(4) その他避難行動要支援者の個別的な避難支援に必要なこと。

3 支援班は、危機管理課長を班長とし、班員として社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、消防総務課長、木更津市社会福祉協議会事務局長その他班長が必要と認める者をもって組織する。

4 支援班に副班長を置き、班員の互選によりこれを定める。

5 班長は、会務を総理し、会議を代表する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 支援班の会議は、班長が招集し、その議長となる。

8 会議は、班員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 支援班の庶務は、危機管理課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び支援班について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(中略)

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日告示第 91 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

木更津市被災者生活再建支援事業実施規則

平成 29 年 3 月 31 日規則第 20 号

木更津市被災者生活再建支援事業実施規則

(目的)

第 1 条 この規則は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）に基づく被災者生活再建支援金の支給対象となる自然災害（法第 2 条第 1 号の自然災害をいう。以下同じ。）による被害と同等の被害を受けながら、当該自然災害が被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号。以下「施行令」という。）第 1 条の自然災害に該当しないため、法による支援を受けられない者に対し、木更津市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の速やかな復興に資することを目的とする。

(支援金の支給の対象となる自然災害)

第 2 条 支援金の支給の対象となる自然災害は、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（平成 27 年 3 月 31 日防第 1180 号千葉県防災危機管理部長通知）に基づき千葉県知事が支援事業の対象とすることを決定した自然災害とする。

(支援金の支給対象世帯)

第 3 条 市長は、前条の自然災害により被災した本市の区域内に居住する世帯の世帯主のうち次の各号のいずれかに該当するもの（以下「被災世帯」という。）に対し、支援金を支給するものとする。

- (1) 住宅が全壊した世帯
 - (2) 住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として施行令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（次号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
 - (3) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、法第 3 条の規定による被災者生活再建支援金の支給を受けた被災世帯については、支援金を支給しない。

(支援金の額)

第 4 条 被災世帯（被災世帯であって、自然災害が発生した日においてその属する者の数が 1 である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあつては 50 万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100 万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号の公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50 万円
- 2 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあつては 50 万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 3 前 2 項の規定は、単数世帯の世帯主に対する支援金の額について準用する。この場合において、第 1 項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5 千円」と、「200 万円」とあるのは「150 万円」と、前項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5 千円」と読み替えるものとする。

(支援金の支給の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱第9条第1項に規定する期日までの間において市長が別に定める期日までに木更津市被災者生活再建支援金支給申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市が発行する住宅の罹災証明書
- (3) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額になることその他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体された場合は、その解体を証明する書類
- (4) 前条第1項各号の加算を受けようとする場合にあっては、住宅を建設、購入、補修若しくは賃借をしたこと又はこれらをしようとする事が確認できる契約書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは木更津市被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により、支援金を支給しない決定をしたときは木更津市被災者生活再建支援金却下決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の支給の決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたとき。
- (2) 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、木更津市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、木更津市被災者生活再建支援金返還請求書（別記第5号様式）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。この場合において、支援金の全部又は一部の返還が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に発生した自然災害について適用する。

別記 省略

1. 1 4 木更津市防災服の貸与・階級の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、木更津市防災服の貸与及び階級に関し必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者貸与品及び貸与期間)

第2条 被服を貸与される職員の職種、貸与する被服の種類及び貸与期間については別表第1のとおりとする。ただし、貸与期間は、市長が特に必要と認めたときはこれを伸縮することができる。

(被服の着用)

第3条 被服を貸与された職員（以下「被貸与者」という。）は、勤務時間中又は職務の必要に応じ、その被服を着用することができる。

(期間計算)

第4条 貸与期間は、月計算とし、1月に満たない場合は1カ月とみなす。

(貸与品の返納)

第5条 被貸与者が転職、退職、休職又は死亡したときは、貸与品は直ちに返納しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

(貸与品の取扱い)

第6条 貸与品は、善良な管理者の注意をもつて使用又は保管し、これに要する費用は、被貸与者の負担とする。

2 貸与品をき損又は亡失したときは、その事由を具して市長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、職務上の事由によるものを除くほか、市長の定める価格により弁償しなければならない。

(貸与品の記録)

第7条 貸与品を所管する課等の長は、被服貸与簿（別記様式）を作成し、貸与品についてその保管状況を記録しなければならない。

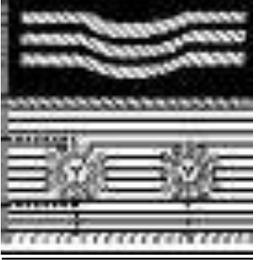
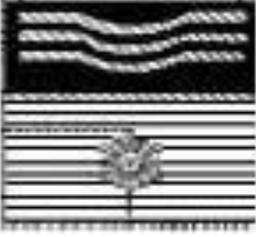
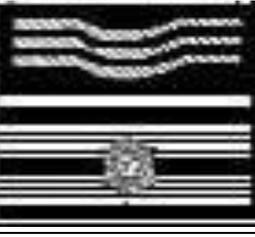
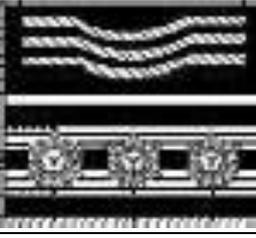
別表第1（第2条）

被貸与者	貸与品	数量	貸与期間（月数）
市長	防災服	1	36
	上衣	1	36
副市長	防災服	1	36
教育長	ベルト	1	36
課長職以上の職員	アポロキャップ	1	36
危機管理課職員	長編上靴	1	36
	胸章	1	使用に耐えないと認めるまで

※胸章については、別図のとおり

別図

胸章

	<p>市長 副市長 教育長</p>		<p>課長補佐 係長</p>
	<p>部長</p>		<p>係員</p>
	<p>次長 課長</p>		

2 災害協定書・覚書等一覧表

項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項
協定						
医療	1	木更津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人君津木更津医師会	H10.4.1	災害医療救護活動組織に基づき医師・看護師からなる医療救護班を編成し、派遣する。	
	2	災害時支援活動に関する協定書	君津木更津薬剤師会	H14.5.8	医薬品等の管理及び調剤、被災者に対する服薬指導、需給状況の把握及び調達等を行う。	君津4市との協定
	3	木更津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書	君津木更津歯科医師会	H27.4.16	災害歯科医療救護活動組織に基づき歯科医師・看護師による医療救護班を編成し、派遣する。	君津3市と同時協定
物資	4	災害時における物資の供給に関する協定書	木更津市農業協同組合	H13.5.16	物資を適正価格で優先的に供給し、所管施設・用地を優先的に避難場所及び物資集積場所等として提供する。	
	5	災害時における物資の供給に関する協定書	ユニー(株)アピタ木更津支店	H13.7.16	物資の供給を行う。	
	6	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン(株)ジャスコ木更津店、(株)木更津グリーンショッピングセンター	H18.8.1	物資供給に加え、災害応急活動に係る要員派遣、災害用資機材の提供、及び避難場所及びトイレの提供等を行う。	
	7	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	利根コカ・コーラボトリング(株)	H19.3.27	①災害対応型自動販売機内の商品が無償提供する。②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等への搬送する。	
	8	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO)法人コメリ災害対策センター	H21.2.26	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	9		(株)せんだう	H21.5.18	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	10		(株)ケーヨー	H21.12.1	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	11		(株)ニトリ	H22.5.31	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	12	災害時における防災活動協力に関する協定書	ロック開発(株)マックスバリュ関東(株)	H22.8.24	災害応急活動に係る要員派遣、災害活動用機材の提供、生活必需物資等の供給、店舗における避難場所、飲料水、トイレ、災害情報の提供を行う。	
	13	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	(株)伊藤園 木更津支店	H23.3.30	①災害対応型自動販売機内の商品が無償提供する。②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等へ搬送する。	
	14		ヒラノ商事(株)	H23.3.30		
	15		EX-サービス(株) 木更津出張所	H23.3.30		

項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項
	16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)アクティオ	H24. 4. 27	発電機、仮設トイレ等レンタル機材を供給する。	
	17	災害時における衛生機材等の提供に関する協定書	(有)上月衛生興業	H24. 12. 11	仮設トイレ等レンタル機材を供給する。	
	18	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	H25. 1. 28	生活必需品、応急対策に必要な物資等を供給する。	
	19	大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書	イオンリテール(株) イオンモール(株)	H27. 6. 4	食料・生活物資等の提供、被災者に対する広報・告知活動等を行う。	
	20	災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書	HYUNDAI IT JAPAN(株)	H27. 6. 16	災害時においてタブレット型端末を供給する。	
	21	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブンイレブン・ジャパン	H27. 12. 11	物資の調達及び供給、店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力を行う。	
	22	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H28. 2. 25	避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等を供給する。	
	23	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)イベント・コミュニケーションズ	H28. 11. 4	テント・鍋等のレンタル機材を供給する。	
	24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H30. 4. 25	災害時に使用する地図製品等を供給する。	
	25	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車(株) 千葉三菱コルト自動車販売(株)	R2. 3. 12	災害時の応急対策のため電動車両等を貸与する。	
	26	災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン株式会社	R2. 7. 21	災害救助に必要な食糧、生活必需品等の調達協力を行う。	
	27	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	コバシ株式会社	R2. 8. 28	避難所の設営等に必要な物資の調達について協力する。	
	28	災害時における水陸両用車両の貸与に関する協定書	株式会社勝浦ホテル三日月	R2. 12. 25	水陸両用車を貸与する。	
	29	災害時における食料調達に関する協定書	株式会社ごはんクリエイト	R3. 4. 8	食料（加工保存食）の調達。	
	30	災害時における応急活動の協力に関する協定書	株式会社KURKKU FIELDS	R3. 4. 19	施設で生産・加工した食料品等を供給し、施設を避難場所及び物資集積場所等として提供する。	
	31	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	HW ELECTRO 株式会社	R3. 6. 24	円滑な災害応急対策を目的に、電動車両を貸与する。	
災害復旧	32	風水雪害、地震その他災害時における応急措置に関する協定書	木更津市建設業協同組合 木更津電業会	H26. 4. 16 R2. 3. 31	道路、河川等の公共土木施設の機能回復を行う。	
	33					

項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項
	34		木更津市測量調査設計協同組合	R2. 4. 1		
	35	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業協同組合	R3. 5. 26	石油類燃料の供給について協力。	
	36	電気自動車を活用したまちづくり連携協定書	日産自動車株式会社 等	R2. 6. 5	災害対策の強化等に向け、電気自動車の普及を促進し、防災・災害対策等について連携する。	相手方は5者あり
	37	災害時における燃料等の供給に関する協定書	(社)千葉県LPガス協会	H15. 12. 1	LPガスを供給し、器具及び付帯工事を行なう。	君津4市との協定
	38	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	東京電力パワーグリッド株式会社	R2. 5. 22	災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、連携して停電復旧等の活動に取り組む。	
	39	災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定			市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設を行なう。	
	40	災害時の相互協力に関する協定書	株式会社NTTドコモ	R2. 9. 10	市民生活の安定を図るため、通信手段の確保等を行う。	
	41	災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書	災害ボランティア愛・知・人	R3. 6. 21	市民生活の安定を図るため、災害時のボランティア活動等について協力。	
	42	災害時における応急対策の協力に関する協定書	千葉土建一般労働組合かずさ支部	R3. 11. 17	災害の発生又は発生する恐れがある場合、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させる。	
輸送	43	災害時における船舶の使用等に関する協定書	セントラル(株)	H18. 11. 13	船舶の使用等について活動協力を行なう。	
	44	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株)ジェイコム千葉木更津局	R1. 7. 16	災害発生時における人的・物的支援を受け入れるための協定を締結し、災害応急対策の向上を図る。	
	45		ポルシェジャパン株式会社	R3. 9. 30		
情報	46	災害時等におけるCATVによる災害情報の放送に関する協定書	(株)ジェイコム千葉木更津局	H20. 1. 10	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、コミュニティチャンネルの通常放送を中断、又はテロップ等により災害情報の放送を行う。	
	47	災害時における災害情報の放送に関する協定書	かずさエフエム(株)	H22. 4. 1	市民の安全と生活等に必要情報の提供を行う。	
	48	防災行政無線等の活用に関する協定書	東京瓦斯株式会社千葉支社	H27. 1. 15	都市ガスの供給に問題が生じ、市民の安全に問題が生じる恐れがある場合、防災行政無線等を用いて情報を発信する。	

項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項
	49	災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定	木更津市内郵便局(木更津郵便局ほか市内18郵便局)	H29.12.4	緊急車両等の提供・避難所開設状況及び避難先リスト等の情報の相互提供・ネットワークを活用した広報活動・郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策・道路等の損傷状況の情報提供・避難所での郵便業務の取扱等を行う。	
	50	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H31.3.22	災害により行政機能の低下を軽減させるため、情報発信等に取り組む。	
公衆衛生	51	災害時における公衆衛生活動に関する協定書	千葉中央葬祭業協同組合	H21.4.1	多数の死者及び被災者等が発生した際の迅速且つ円滑な公衆衛生活動を行う。	
	52	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	君津地域清掃事業協同組合	H28.6.17	指定避難所において、仮設トイレの調達、設置及び撤去又はし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う。	
行政	53	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内81市町村	H8.2.23施行	被災した市町村単独では十分な対策を実施することが出来ない場合の相互協力・応援	
	54	木更津海上保安署と消防機関との業務協定	木更津海上保安署	S46.6.1	海上における船舶火災の消火活動を行なう。	
	55	災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県綾瀬市	H31.3.26	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。	
	56	災害時相互応援等に関する協定書	愛知県岡崎市	R1.9.1	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。	
	57	災害時における相互応援に関する協定書	群馬県太田市	R2.3.13	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。	
災害支援	58	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H24.3.16	住家の被害認定基準運用指針に基づく住家の被害調査を行う。り災証明に関する相談窓口の補助、及び建物滅失登記申請や土地境界復元等に関して相談を受ける。	

項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項
	59	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	千葉アクア生コンクリート協同組合	H30. 11. 20	火災、風水害等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合にコンクリートミキサー車を活用し、消防用水や生活用水等を確保する。	君津4市との協定
	60	船舶等火災における消火等の協力に関する協定書	株式会社新日本海洋社	R1. 7. 22	消火協力業務を必要とする災害が発生した場合には、出動可能な曳船を配船し、消火活動に協力する。	
津波避難	61	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	木更津商工会議所	H23. 9. 26	津波が発生し、又は発生する恐れがある場合における一時避難施設の使用	
	62		東京電力株式会社	H23. 12. 6		
	63		(株)ジェイコム千葉木更津局	H24. 1. 5		
	64		(株)勝浦ホテル三日月	H24. 2. 24		
	65		株式会社サンセルモ	H24. 3. 1		
	66		(株)かずさクリーンシステム	H24. 4. 12		
	67		(株)シーエイチアイ東京ベイプラザホテル	H24. 5. 18		
	68		リリー木更津管理組合	H24. 11. 28		
	69		(社医)同仁会木更津病院	H25. 4. 1		
	70		(社福)鵬和会さつき園	H25. 4. 1		
	71		株式会社新昭和	R3. 8. 23		
	72	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	東京湾アクアライン管理事務所	H27. 3. 30		
	73	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	海上自衛隊航空補給処	H27. 5. 29		
一時避難	74	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定	ホテルロイヤルガーデン木更津	H25. 10. 15	一時避難施設の使用	津波時も使用可
	75		稲荷山新御堂寺	R4. ●. ●		
福祉避難所	76	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	(社福)千葉育美会 特別養護老人ホーム波岡の家	H28. 2. 25	福祉避難所の開設及び運営	
	77		(社福)鵬和会 特別養護老人ホーム さつき園	H28. 5. 31		

項目	No.	件名	相手方	締結年月日	主な内容	特記事項
	<u>78</u>		(社福)かずさ 萬燈会 特別養護老人 ホーム 中郷 記念館	H28. 7. 21		
	<u>79</u>		(社福)慈心会 特別養護老人 ホーム 木更 津南清苑	H28. 7. 21		
	<u>80</u>		(社福)長須賀 保育園 ケア ハウス グ リーンパレス	H28. 7. 27		
	<u>81</u>		(社福)梅香会 特別養護老人 ホーム 矢那 梅の香園	H28. 8. 25		
	<u>82</u>		(社福)邦進会 特別養護老人 ホーム かも めの森	H28. 8. 31		
	<u>83</u>		(社福)みづき 会 上総喜望 の郷	H29. 2. 16		
	<u>84</u>		(社福)のゆり 会 のぞみ ワークショップ	H30. 4. 19		
施設利用	<u>85</u>	災害発生時における 施設利用等に関する 協定書	学校法人君津 学園	R2. 8. 26	災害の発生、又は発生のおそれがある場合、学校施設等を避難所及び避難場所として利用し、教職員が避難所運営に協力する。	
覚書						
災害 復旧	<u>86</u>	風水害、地震その他 災害時における応急 措置に関する覚書	大一総業(有) 他	H20. 4	道路、河川、水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復する。	
情報	<u>87</u>	防災行政広報無線放 送内容の再送信に関 する覚書	(株)ジェイコム 千葉	H27. 12. 14	防災行政広報無線の放送内容をジェイコム千葉の専用端末に再送信する。	
確認書						
応急 給水	<u>88</u>	応急給水等に係る確 認書	かずさ水道広 域連合企業団	R2. 4. 1	飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施する。	

3 災害対策

3.1 避難場所等一覧

指定避難所・指定緊急避難場所

	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
					地震	津波	洪水	土砂	高潮
1	木更津第一小学校	中央 1-11-1	23-1051	△	○	×	×	○	×
2	木更津第二小学校	文京 5-6-24	23-2216	△	○	○	×	○	×
3	東清小学校	菅生 114	98-0424	△	○	○	×	○	○
4	西清小学校	長須賀 2445	22-2818	○	○	○	○	○	○
5	南清小学校	ほたる野 3-5	98-3193	○	○	○	○	○	○
6	清見台小学校	清見台南 1-15-1	98-2351	○	○	○	○	○	○
7	岩根小学校	西岩根 8-1	41-1303	△	○	○	●	○	●
8	高柳小学校	高柳 5932	41-2085	△	○	○	●	○	●
9	八幡台小学校	八幡台 4-5-1	36-6696	○	○	○	○	○	○
10	金田小学校	中島 2931-1	41-0009	△	○	○	×	○	×
11	富来田小学校	真里谷 518	53-2004	○	○	○	○	○	○
12	旧富岡小学校	下郡 1886		○	○	○	○	○	○
13	祇園小学校	清川 1-1-1	98-3158	○	○	○	○	○	○
14	畑沢小学校	畑沢南 2-16-1	36-3003	○	○	○	○	○	○
15	請西小学校	請西 2-8-1	36-9331	△	○	○	×	○	○
16	真舟小学校	真舟 2-6-1	36-0058	○	○	○	○	○	○
17	中郷小学校	井尻 978	98-0824	△	○	○	×	○	○
18	木更津第一中学校	中央 1-10-1	22-5321	△	○	×	×	○	×
19	木更津第二中学校	請西 941	36-2280	○	○	○	○	○	○
20	木更津第三中学校	永井作 1-1-1	23-2645	○	○	○	○	○	○
21	岩根中学校	高柳 3-7-49	41-2096	△	○	○	×	○	×
22	岩根西中学校	久津間 373	41-3681	△	○	○	×	○	×
23	太田中学校	東太田 1-2-1	98-7001	○	○	○	○	○	○
24	畑沢中学校	畑沢 1053-1	36-5021	○	○	○	○	○	○
25	波岡中学校	大久保 3-9-1	36-0911	○	○	○	○	○	○
26	鎌足中学校	矢那 2797	52-2092	○	○	○	○	○	○
27	金田中学校	中島 2820	41-0032	△	○	●	●	○	●
28	旧中郷中学校	有吉 932		△	○	○	●	○	○
29	清川中学校	中尾 1096	98-0188	○	○	○	○	○	○
30	富来田中学校	真里谷 275	53-2020	○	○	○	○	○	○
31	文京公民館	文京 2-6-54	23-3836	△	○	×	×	○	×
32	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	36-4010	○	○	○	○	○	○
33	東清公民館	笹子 469-1	98-2919	△	○	○	×	○	○
34	鎌足公民館	矢那 899-1	52-3111	△	○	○	×	○	○
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	△	○	○	●	○	○
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	△	○	○	●	○	○
37	岩根公民館	高柳 3-2-1	41-1184	△	○	○	×	○	×
38	清見台公民館	清見台南 5-1-29	98-7654	○	○	○	○	○	○
39	畑沢公民館	畑沢 1053-12	37-1005	○	○	○	○	○	○
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	●	○	×
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	×	○	○

	名称	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所				
					地震	津波	洪水	土砂	高潮
42	西清川公民館	永井作 2-11-12	23-0286	○	○	○	○	○	○
43	波岡公民館	大久保 5-7-1	37-8515	○	○	○	○	○	○
44	桜井公民館	桜井新町 4-2	30-7311	○	○	○	○	○	○
45	市民体育館	貝渕 2-13-40	23-5822	△	○	×	×	○	×
46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	△	○	○	●	○	●
47	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	23-0538	△	○	×	×	○	×
48	木更津高等学校	文京 4-1-1	22-6131	△	○	○	×	○	○
49	拓殖大学紅陵高等学校	桜井 1403	37-2511	○	○	○	○	○	○
50	志学館中等部・高等部	真舟 3-29-1	37-3131	○	○	○	○	○	○
51	木更津総合高等学校	東太田 3-4-1	30-5511	○	○	○	○	○	○
52	清和大学短期大学部	東太田 3-4-2	37-5522	○	○	○	○	○	○
53	座面公園	木更津 3-7	23-8467	×	○	○	×	○	×
54	大関公園	畑沢 3-2	23-8467	×	○	○	○	○	○
55	清見台中央公園	清見台南 4-5	23-8467	×	○	○	○	○	○
56	貝渕公園	桜町 1-3	23-8467	×	○	○	○	○	○
57	中清水公園	畑沢 4-4	23-8467	×	○	○	○	○	○
58	桜井南公園	桜井 1595-2	23-8467	×	○	×	×	○	×
59	野際公園	清見台東 1-4	23-8467	×	○	○	○	○	○
60	小櫃堰公園	祇園 358	23-8467	×	○	○	×	○	○
61	大久保公園	大久保 2-14	23-8467	×	○	○	○	○	○
62	大作公園	八幡台 3-26	23-8467	×	○	○	○	○	○
63	真舟中央公園	真舟 4-9	23-8467	×	○	○	○	○	○
64	板取公園	畑沢南 5-10	23-8467	×	○	○	○	○	○
65	八幡台中央公園	八幡台 4-3	23-8467	×	○	○	○	○	○
66	江沢公園	清川 1-13	23-8467	×	○	○	○	○	○
67	八崎公園	請西 3-2	23-8467	×	○	○	×	○	○
68	江川総合運動場	江川 959-1	25-5319	×	○	×	×	○	×
69	港南台中央公園	港南台 2-17	23-8467	×	○	○	○	○	○
70	桜井運動場	桜井新町 4-2	25-5319	×	○	○	○	○	○
71	道の駅「木更津 うまくたの里」	下郡 1369-1	23-8445	×	○	○	×	○	○

(注1) “△”は、災害の想定規模により、危険と判断した場合は、開設しない場合があることを示す。

(注2) 災害規模や各施設の被害状況により危険と判断した場合は、“○”がついている施設であっても開設しない場合がある。

(注3) “●”は、災害規模や各施設の被害状況により、2階以上を指定緊急避難場所として開設する場合がある。

津波避難ビル

	名称	所在地	階建	避難部分	収容人数
1	木更津商工会館	潮浜 1-17-59	6 階	3 階・6 階	150
2	東京電力パワーグリッド (株)木更津支社	貝渕 3-13-40	5 階	屋上	560
3	木更津駅前西口駐車場	中央 1-1-1	4 階	3 階・4 階	3,000
4	(株)ジェイコム千葉木更津局	大和 2-7-15	5 階	3 階・4 階・屋上	250
5	龍宮城スパホテル三日月	北浜町 1	5 階	5 階 (スパ棟)	2,000
6	エルシオン K I S A R A Z U	富士見 3-1-1	3 階	3 階・屋上	2,000
7	(株)かずさクリーンシステム	新港 17 番 2	3 階	3 階 (第 2 工場棟)	400
8	東京ベイプラザホテル	新田 2-2-1	4 階	3 階 (新館大広間)	500
9	リリー木更津(マンション)	中央 3-6-1	13 階	3 階以上の共用廊下	300
10	(社医)同仁会 木更津病院	岩根 2-3-1	6 階	3 階以上の非常用階段・共用廊下・屋上	150
11	(社福)鵬和会 さつき園	長須賀 1219	3 階	屋上	200
12	ホテルロイヤルガーデン木更津	大和 1-8-14	7 階	2 階～7 階	180
13	東京湾アクアライン管理事務所	中島 2533	(海拔 10m)	駐車場敷地 (園地部)	260
14	海上自衛隊航空補給処	江川無番地	3 階	Z-1 倉庫 3 階	150
15	木更津ワシントンホテル	大和 1-2-1	2 階	レストラン、宴会場及び共用部	244

3. 2 防災関係機関名簿

1 市の機関

名 称	所 在 地	電話番号
木更津市役所	富士見 1-2-1	(23) 7111
〃 富来田出張所	真里谷 110	(53) 3111
〃 鎌足出張所	矢 那 899-1	(52) 3111
〃 金田出張所	金田東 6-11-1	(97) 6314
〃 中郷出張所	井 尻 789	(98) 0802
木更津市消防本部 (木更津消防署)	潮 見 2-1	(22) 0119
〃 富来田分署	真里谷 156	(53) 2160
〃 金田分署	金田東 1-18-1	(40) 1119
〃 高柳出張所	本 郷 2-4-31	(41) 1286
〃 波岡分署	下烏田 813-1	(36) 3125
〃 清川分署	中 尾 1915	(98) 7524
木更津市民会館	貝 渕 2-13-40	(22) 4184
木更津市民体育館	〃	(23) 5822
木更津市宮貝渕庭球場	貝 渕 2-562-96	(23) 5822
同 野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987
同 弓道場	吾 妻 1-4-1	(25) 4932
同 江川総合運動場	江 川 959-1	(41) 9641
木更津市保健相談センター	朝 日 3-10-19	(23) 1300
木更津市健康増進センター	潮 浜 3-1	(36) 2511
木更津市民総合福祉会館	潮 見 2-9	(23) 2611
木更津市老人福祉センター	十日市場 826	(98) 6651
木更津市火葬場	大久保 840-3	(37) 3874
木更津市クリーンセンター	潮 浜 3-1	(36) 1133
木更津市新川園衛生処理場	牛 袋 469-1	(98) 4242
木更津市下水処理場	潮 浜 1-19-1	(36) 2700
木更津市公設地方卸売市場	新 田 3-3-12	(23) 3621
木更津市まなび支援センター	朝 日 1-8-17	(22) 4152
木更津市郷土博物館金のすず	太 田 2-16-2	(23) 0011
木更津市立図書館	文 京 2-6-51	(22) 3190

2 国・県・公共機関等

種別	名 称	所 在 地	電話番号
事務組合等	君津郡市広域市町村圏事務組合	新 田 3-2-27	(25) 6121
	君津広域水道企業団	新 田 2-8-17	(25) 1621
	木更津市水道サービスセンター	潮 見 2-8	(23) 4744
県の機関	君津地域振興事務所	貝 渕 3-13-34	(22) 7025
	君津土木事務所	〃	(25) 5131
	県教育庁南房総教育事務所	〃	(25) 1311
	君津農業事務所	〃	(22) 6258
	木更津港湾事務所	〃	(25) 5141
	君津健康福祉センター	新 田 3-4-34	(22) 3743
	木更津警察署	潮 見 1-1-5	(22) 0110

種別	名 称	所 在 地	電話番号
国の機関	木更津海上保安署	新 港 8-2	(30) 0118
	千葉県道事務所木更津出張所	潮 見 3-17	(22) 4543
	木更津労働基準監督署	富士見 2-4-14	(22) 6165
	木更津公共職業安定所	富士見 1-2-1	(25) 8609
自衛隊	陸上自衛隊第一ヘリコプター団	吾妻地先	(23) 3411
	海上自衛隊木更津航空補給処	江 川 無番地	(23) 2361
	航空自衛隊第4補給処木更津支処	岩 根 1-4-1	(41) 1111
			時間内：内線 207 (総務課企画班長) 時間外：内線 225 (分屯基地当直)
公共機関	日本赤十字社千葉県支部木更津市地区	朝 日 3-10-19	(23) 7111
	NHK千葉放送局房総報道室	大 和 3-3-7	(23) 2424
	日本郵便(株)木更津郵便局	中 央 2-6-15	(22) 3150
	東日本電信電話(株)千葉支店	新 田 3-1-9	(23) 4440
	東京電力パワーグリッド(株)木更津支社	貝 渕 3-13-40	(55) 4729
	東京瓦斯(株)千葉支社木更津事業所	高 柳 2448	(23) 1280
	J R東日本木更津駅	富士見 1-1-1	(22) 3133
	〃 巖根駅	岩 根 3-5-1	(41) 2287
	小湊鉄道(株)木更津車庫	潮 浜 2-1-6	(37) 7299
	日東交通(株)木更津運輸営業所	貝 渕 2-12-44	(23) 0151
	かずさ水道広域連合企業団	潮 見 2-8	(23) 0741
	〃 中台浄水場	請西南 2-4-2	(37) 1552
	〃 上烏田浄水場	上烏田 357-2	(36) 4110
	〃 中郷浄水場	大 寺 146-2	(98) 0550
	〃 岩根浄水場	岩 根 1-3-14	(41) 2095
	〃 高柳浄水場	高 柳 1-14-5	-
	〃 新田浄水場	文 京 2-6-51	-
	〃 伊豆島配水場	伊豆島 1235-12	(52) 3259
	〃 富来田第1浄水場	真里谷 1998	(53) 2931
	〃 富来田第2浄水場	真里谷 2937-5	(53) 3475
公的団体・ 重要施設等	木更津市赤十字奉仕団	潮 見 2-9	(25) 2089
	木更津市農業協同組合	長須賀 382	(23) 0501
	ぼうそう農業共済組合	高 柳 1003	(23) 0371
	牛込漁業協同組合	牛 込 752-2	(41) 1341
	金田漁業協同組合	中 島 4412	(41) 0511
	久津間漁業協同組合	久津間 1291	(41) 2696
	江川漁業協同組合	江 川 576-6	(41) 2234
	木更津市中里漁業協同組合	中 里 2-5-26	(22) 2728
	木更津漁業協同組合	中 央 3-14-11	(23) 4545
	木更津商工会議所	潮 浜 1-17-59	(37) 8700
	木更津市観光協会	富士見 1-2-1	(22) 7711
	君津中央病院	桜 井 1010	(36) 1071
	君津郡市夜間急病診療所	中 央 1-5-18	(25) 6284
	(株)ジェイコム千葉木更津局	大 和 2-7-15	(25) 5896
	かずさFM(株)	富士見 1-2-1	(25) 0834

3.3 災害時における市の物資調達先一覧

名 称	所在地	電話番号
ユニー(株)アピタ木更津店	ほたる野 4-2-48	(30) 5311
イオン(株)ジャスコ木更津店	朝日 3-10-19	(23) 7211
木更津市農業協同組合	長須賀 383	(23) 0501
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4,501-1	025(371)4112
利根コカ・コーラボトリング(株)	木更津市貝渕 4-5-13	(22) 6225
(株)せんだう	潮見 5-3-1	(30) 6111
(株)ケーヨー	千葉市若葉区みつわ台 1-28-1	043(255)1111
(株)ニトリ	東京都北区神谷 3-6-20	03(6741)1230
イオンタウン(株)	千葉市美浜区中瀬 1-5-1	043(212)6369
マックスバリュ関東(株)	千葉市美浜区高洲 3-21-1	043(382)9100
(株)伊藤園 (木更津支店)	潮見 5-6-2	(36) 4911
ヒラノ商事(株)	潮浜 1-17-106	(37) 7110
E X -サービス(株)木更津出張所	貝渕 4-11-13	(20) 3335
(株)アクティオ木更津営業所	長須賀 1819-1	(25) 6411
(有)上月衛生興業	万石 580-1	(41) 5306
(株)カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜 1-2-1	0495(88)7100

3.4 応急仮設住宅設置予定箇所

予 定 地	面 積	戸 数
旧真舟学校 (仮称) 用地	6,818 m ²	32 戸
大久保小学校 (仮称) 用地	14,181 m ²	120 戸
港南台中央公園	9,300 m ²	56 戸

3.5 救急告示病院・総合病院等重要な医療機関

名称	所在地	救急告示年月日
国保直営総合病院 君津中央病院	木更津市桜井 1010	告示 平成8年2月2日
医療法人 萩仁会 萩原病院	木更津市木更津 1-1-36	告示 平成8年2月2日
医療法人 同仁会 木更津病院	木更津市岩根 2-3-1	
医療法人 社団 志仁会 薬丸病院	木更津市富士見 2-7-1	
医療法人 社団 養真会 上総記念病院	木更津市新田 1-11-25	告示 平成9年2月28日
医療法人 社団 吉祥会 加藤病院	木更津市高柳 2-12-31	
石井病院	木更津市新田 1-5-31	
医療法人 社団 鵬会 高名静養病院	木更津市長須賀 1239	
医療法人 社団 邦栄会 木更津東邦病院	木更津市菅生 725-1	告示 平成8年2月2日
医療法人 社団 明敬会 重城病院	木更津市万石 341-1	
医療法人互生会 アクアリハビリ テーション病院	矢那 4490-5	

3.6 義援金領収書・義援品受領書の書式

領収書No. ¥ 義援金として上記の金額領収しました。 年 月 日 様 木更津市長	領 収 書 ¥ 義援金として上記の金額領収しました。 年 月 日 様 木更津市長
--	---

受領書No. 義援物資として、内訳 につき受領しました。 年 月 日 様 木更津市長	受 領 書 義援物資として、内訳 につき受領しました。 年 月 日 様 木更津市長
---	--

3.7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
共同生活援助 (グループホーム)	万石の家	万石 667-1	○	○	
	たちばな	中央 1-14-5	○	○	
	第3ヒマワリ	岩根 4-6-9	○	○	
	ローズの家	貝渕 3-2-1	○	○	
	なでしこハイム	井尻 1158	○		
軽費老人ホーム (ケアハウス)	ケアハウスかがやきの郷	井尻 951	○		
	ケアハウスグリーンパレス	長須賀 1305-1	○	○	
	ケアハウス南清苑	中尾 623-1			○
サービス付き 高齢者向け住宅	介護館あじさい	木更津字若松 973-1、 973-2 の一部	○	○	
	やすらぎの里いすけ	中島 2337-2	○	○	
	安心ハウス絆・木更津式館	江川字下沼 523-1	○	○	
	ロフ壺番館	大和 2-12-10	○	○	
生活介護	なのはなメイト	文京 3-1-2	○	○	
	木更津市あけぼの園	潮見 2-13-5		○	
	通所介護事業所 ミソラ	岩根 1-1-14	○	○	
	木更津中郷丸	井尻 1153	○		
短期入所 生活介護	ショートステイいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	地域密着型特別養護老人ホームいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	特別養護老人ホームさつき園	長須賀 1219	○	○	
	ショートステイサービス南清苑	中尾 623-1			○
	特別養護老人ホーム木更津南清苑式館	中尾 623-1			○
	かもめの里ショートステイ	菅生字岩崎 741-1	○		
	特別養護老人ホームしおかぜ南指定短期入所生活介護事業所	岩根 2-2261-10	○	○	
	特別養護老人ホームしおかぜ	岩根 2-2-2	○	○	
	中郷記念館ショートステイ個室型	井尻 951	○		
	中郷記念館ショートステイ多床室型	井尻 951	○		
特別養護 老人ホーム	特別養護老人ホームさつき園(ユニット型)	長須賀 1219	○	○	
	特別養護老人ホームさつき園(従来型)	長須賀 1219	○	○	
	特別養護老人ホーム木更津南清苑式館	中尾 623-1			○
	特別養護老人ホーム木更津南清苑	中尾 623-1			○
	特別養護老人ホーム中郷記念館 多床室型	井尻 951	○		
	特別養護老人ホーム中郷記念館 個室型	井尻 951	○		
	特別養護老人ホームかもめの森	伊豆島 671	○		
有料老人ホーム	木更津真心生楽館	木更津 3-6-16	○	○	
	アビタシオン木更津一館	金田東 4-11-1	○	○	
介護老人 保健施設	介護老人保健施設ケアセンターきさらづ	長須賀 1239	○	○	
	介護老人保健施設メディケアーさざなみ	中島 2366-1	○	○	
	介護老人保健施設かもめメディカルケアセンター	菅生 689	○		
	望星さつき苑	大和 1-4-18	○	○	
地域密着型 通所介護	デイサービスセンターいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	井戸端げんき	本郷 1-4-23	○	○	
	デイサービスロフ	東太田 4-22-3	○		

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
地域密着型 通所介護	デイサービスこなみの家	長須賀字南 2409-1	○		
	小春日和デイサービスセンター	長須賀 1736-1	○		
	デイサービスいすけ	中島 2337-1	○	○	
	デイサービスロフ金田店	中島 2220	○	○	
	紙風船アクアデイサービス	金田東 6-47-23	○	○	
	SHIODA デイサービスセンター リハステ	金田東 1-19-1	○	○	
	株式会社かけはし	岩根 3-1-7	○	○	
	老人デイサービスしおかぜ	岩根 2-2261-10	○	○	
	通所介護事業所ミソラ	岩根 1-1-14	○	○	
	太陽デイサービス燦燦	貝淵 1-9-3	○	○	
	デイサービスセンターきずな	下郡 984-2	○		
地域密着型 介護老人福祉施設 (小規模特別養護 老人ホーム)	特別養護老人ホームいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	特別養護老人ホームさざなみ苑(従来型)	中島 2357-1	○	○	
	さざなみ苑(ユニット型)	中島 2357-1	○	○	
	特別養護老人ホームしおかぜ	岩根 2-2-2	○	○	
通所介護	デイサービスセンター南清苑	中尾 623-1			○
	コウトクユデイサービスセンター	曾根 89-2	○		
	かもめの里デイサービス	菅生字岩崎 741-1	○		
	介護支援センターやすらぎ	新田 2-1-3	○	○	
	デイサービスみどりの風きさらづ	笹子 553	○		
	デイサービスカムローズ	江川 999-5	○	○	
	医療法人社団史祥会房総メディカル第2クリニック デイサービスセンター	吾妻 243-1	○	○	
	中郷記念館デイサービスセンター	井尻 951	○		
認知症対応型 共同生活介護	グループホームあんしん木更津	万石字中道 654-2	○	○	
	グループホーム大地の家	久津間 1112-2	○	○	
小規模多機能型居宅介護	セントケアいわね	本郷 1-5-26	○	○	
老人福祉センター	木更津市老人福祉センター	十日市場 826	○		
地域活動支援センター	わかば	中央 1-14-5	○	○	
地域福祉センター	木更津市民総合福祉会館	潮見 2-9	○	○	
就労継続支援A型	M工房 木更津	富士見 1-2-1 スーパー クルシティ木更津 7F	○	○	
就労継続支援B型	地域作業所hana	文京 6-4-4	○	○	
	オリーブファームかずさ	文京 2-6-38	○	○	
	ふる里学舎木更津	新田 1-5-23	○	○	
	むうと	桜井 407-24	○	○	
就労移行支援	アビリティーズジャスコ木更津センター	朝日 3-10-19 イオン タウン木更津朝日 2F	○	○	
障害児相談支援 事業所	木更津市指定相談支援事業所ひつじくも	真里谷 2374-1			○
	木更津市指定相談支援事業所・ほっと	井尻 942	○		
障害者生活ホーム	第2ヒマワリ	岩根 4-6-10	○	○	
障害者生活ホーム	ヒマワリ	岩根 4-6-9	○	○	
自立訓練(機能訓練)	身体障害者リハビリセンター あくていぶ	潮見 2-9	○	○	
身体障害者福祉セ ンター(B型)	木更津市身体障害者福祉センター	潮見 2-9	○	○	
児童発達支援事業所	デイサービス黎	中央 1-5-3	○	○	

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
児童発達支援事業所	デイサービス蓮	中央 1-5-3	○	○	
	特定非営利活動法人子ども館ゆめのたまご	太田 3-10-12	○		
	のぞみ牧場学園	真里谷 2374-1			○
	のぞみ発達相談室きさらづ	真里谷 2374-1			○
放課後等 デイサービス 事業所	アンダンテ木更津	東中央 2-1-1 日の出 第二ビル 4 階	○	○	
	わいわいプラス潮見教室	潮見 2-2-2	○	○	
	アンダンテ木更津東	大和 3-3-1	○	○	
	ハッピーテラス木更津教室	請西 2-24-4	○		
	のぞみ発達支援室きさらづ	真里谷 2374-1			○
	児童デイサービス・アニマートきさらづ	高柳 2-4-7 木更津フ ラット 1 階 101 室	○	○	
母子生活支援施設	FAHこすもす	真里谷 1880-5			○
児童養護施設	野の花の家	真里谷 1880-5			○
保育所	木更津社会館保育園	富士見 3-8-3	○	○	
	ゆりかご保育園	長須賀 1366	○	○	
	わかば保育園	大和 3-2-4	○	○	
	なかごう保育園	十日市場 162-1	○		
	社会館吾妻保育園	吾妻 2-10-7	○	○	
	久津間保育園	久津間 1084	○	○	
小規模保育事業所	小規模保育園ココロ	幸町 1-2-19		○	
幼保連携型 認定こども園	認定こども園長須賀保育園	長須賀 1309	○	○	
	認定こども園木更津むつみ保育園	請西 2-12-8	○		
	認定こども園岩根保育園	高柳 3-9-13	○	○	
	みやまのさくら保育園	井尻 911-1	○	—	—
幼稚園型 認定こども園	清和大学附属金田幼稚園	中島 1250	○	○	—
	高柳幼稚園	高柳 2-11-9	○	○	—
認可外保育施設	クマノミ保育園	ほたる野 1-22-3	○		
	ピコロキッズクラブ	幸町 1-2-19		○	
	上総記念病院附属託児所	新田 1-11-25	○	○	
	うみかぜ保育園	金田東 3-1-1	○	○	
事業所内 保育事業所	木更津ほんぼこ園	岩根 2-3-1	○	○	
	事業所内保育所すきっぷ	井尻 951	○		
幼稚園	岩根みどり幼稚園	岩根 3-10-9	○	○	
	きさらづ幼稚園	太田 2-1-1			○
	みつわ幼稚園	文京 5-9-4	○		
小学校	鎌足小学校	矢那 609			○
	木更津第二小学校	文京 5-6-24	○	○	
	波岡小学校	畑沢 1270			○
	金田小学校	中島 2931-1	○	○	
	木更津第一小学校	中央 1-11-1	○	○	
	請西小学校	請西 2-8-1	○		
	岩根小学校	西岩根 8-1	○	○	
	東清小学校	菅生 114	○		
	高柳小学校	高柳 5932	○	○	
中郷小学校	井尻 978	○			

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
中学校	金田中学校	中島 2820	○	○	
	木更津第一中学校	中央 1-10-1	○	○	
	岩根中学校	高柳 3-7-49	○	○	
	岩根西中学校	久津間 373	○	○	
	木更津第三中学校	永井作 1-1-1			○
高等学校	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	○	○	
専修学校	木更津看護学院	新田 3-4-30	○	○	
病院	医療法人萩仁会 萩原病院	木更津 1-1-36	○	○	
	医療法人社団明敬会 重城病院	万石 341-1	○	○	
	医療法人社団志仁会 薬丸病院	富士見 2-7-1	○	○	
	医療法人社団鵬会 高名清養病院	長須賀 1239	○	○	
	医療法人社団邦清会 木更津東邦病院	菅生 725-1	○		
	石井病院	新田 1-5-31	○	○	
	医療法人社団養真会 上総記念病院	新田 1-11-25	○	○	
	医療法人社団吉祥会 加藤病院	高柳 2-12-31	○	○	
	社会医療法人社団同仁会 木更津病院	岩根 2-3-1	○	○	
診療所(有床)	駒医院	木更津 3-2-28	○	○	
	医療法人社団重城産婦人科小児科	万石 358	○	○	
	航空自衛隊 木更津分屯基地医務室	岩根 1-4-1	○	○	
診療所(無床)	鹿間医院	木更津 1-2-22	○	○	
	庄司眼科医院	木更津 1-1-5	○	○	
	池田医院	本郷 1-4-16	○	○	
	医療法人社団順聖会ワイスクリニック	本郷 1-12-34	○	○	
	耳鼻咽喉科気管食道科佐藤クリニック	文京 6-1-14	○	○	
	堀田眼科	文京 1-4-24	○	○	
	メープル木更津クリニック	富士見 2-3-2	○	○	
	社会医療法人社団同仁会 木更津メンタルクリニック	東中央 2-3-5	○	○	
	医療法人社団成亮会津田医院	東中央 2-1-11	○	○	
	おかもと医院	東太田 4-1-1	○		
	かざさ形成スキンクリニック	東太田 2-11-19	○		
	特別養護老人ホームさつき園	長須賀 1219	○	○	
	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社 木更津サイト 健康管理室	潮見 8-4		○	○
	医療法人社団潮新会 潮見整形外科内科	潮見 3-11-14 桃井 4ビル	○	○	
	医療法人社団新友会 新木更津クリニック	朝日 3-6-8		○	
	大和クリニック	朝日 3-6-11		○	
	医療法人社団 大日方医院	朝日 3-2-35		○	
	特別養護老人ホーム木更津南清苑	中尾 623			○
	医療法人社団恒久会 さざなみクリニック	中島 2366-1	○	○	
	浪久医院	中央 1-6-1	○	○	
診療所(無床)	君津郡市夜間急病診療所	中央 1-5-18	○	○	
	木更津乳腺クリニック・さか本	築地 1-4 イオンモール木更津 2F		○	
	かざさ皮膚科	大和 3-5-24 細矢ビル 2F	○		

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
	医療法人社団 山田医院	大和 2-22-1	○	○	
	医療法人社団英信会 きさらづ皮膚科クリニック	大和 2-21-16	○	○	
	ベル・クリニック	大和 2-12-16	○	○	
	医療法人社団平野内科	大和 2-10-5	○	○	
	きっかわクリニック	大和 1-6-17	○	○	
	小関耳鼻咽喉科医院	太田 4-16-5	○		
	イワキクリニック	太田 4-15-3	○		
	さくらコンタクトクリニック	太田 4-13-23	○		
	医療法人社団志晃会 太田山クリニック	太田 3-2-2	○		○
	医療法人社団医仁会だんや小児科	請西 2-4-15	○		
	君津保健所	新田 3-4-34	○	○	
	医療法人社団東飯会 木更津中央眼科	桜井新町 3-1-17		○	
	杉森医院	桜井 1599		○	
	医療法人新都市医療研究会「君津」会 玄々堂木更津クリニック	高柳 4737	○	○	
	医療法人社団 やまぐち内科クリニック	高柳 1-5-28	○	○	
	陸上自衛隊木更津駐屯地医務室	吾妻地先	○	○	
	金田クリニック重城	金田東 6-43-1	○	○	
	こざわクリニック	金田東 6-2-1 プリモ フィオーレ 207 室	○	○	
	医療法人社団マグノリア会よこすか医院	岩根 3-10-25	○	○	
	特別養護老人ホームしおかぜ南医務室	岩根 2-2261-10	○	○	
	医療法人社団種志会武井整形外科	岩根 1-1-5	○	○	
	中郷記念館診療所	井尻 951	○		
	吉田医院	井尻 317	○		
	桜井医院	ほたる野 1-28-3	○		
	医療法人社団望星会 木更津クリニック	大和 1-4-18	○	○	
歯科診療所	山口歯科医院	木更津 2-9-13	○	○	
	医療法人社団芳明会なるかわ歯科医院	本郷 1-2770 三浦ビル 2 階A・B	○	○	
	杉山歯科医院	文京 6-1-10	○	○	
	医療法人社団松青会小松歯科クリニック	文京 5-1-7	○	○	
	けんもつ歯科医院	文京 2-2-5	○	○	
	勝呂歯科医院	東中央 2-9-3	○	○	
	DFESデンタル	東中央 2-8-2	○	○	
	大和歯科医院	東中央 2-3-20	○	○	
	栗林歯科医院	東太田 1-17-15	○		
	医療法人社団かずさ大伸会 グリーン歯科医院	朝日 3-10-19 イオンタ ウン木更津朝日 2 階	○	○	
	玄々堂歯科医院	朝日 2-7-23 アンソス ビル 2 階	○	○	
歯科診療所	瀬戸歯科医院	朝日 2-1-30	○	○	
	医療法人社団青空会渡辺歯科医院	中央 2-3-13	○	○	
	平塚歯科医院	中央 2-12-10	○	○	
	高橋歯科医院	中央 1-7-22	○	○	
	安達歯科医院	中央 1-4-21	○	○	

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
	水野歯科医院	大和 2-2-20	○	○	
	医療法人社団ファイン・スマイルズ ありしま矯正歯科	大和 2-12-11	○	○	
	市川歯科医院	太田 3-3-7	○		
	太田歯科診療所	太田 2-14-10	○		
	天野歯科医院	清川 1-21-17	○		
	医療法人社団高盛会高野歯科医院	真里谷 79-7	○		
	小竹歯科医院	新田 3-2-5	○	○	
	つるおか・歯科医院	桜井 571	○	○	
	石村歯科医院	高柳 3-2-9	○	○	
	医療法人社団朱由佑会 こうの・デンタルクリニック	高柳 1-5-27	○	○	
	医療法人社団史祥会 房総メディカル第2クリニック	吾妻 243-1	○	○	
	医療法人社団裕博会やましたデンタルクリニック金田	金田東 6-48-1	○	○	
	アクア歯科医院	金田東 1-8-1	○	○	
	細井歯科医院	岩根 3-7-22	○	○	
	大溝歯科医院	岩根 3-4-20	○	○	
	すえよしデンタルクリニック	岩根 2-3-1	○	○	
	かざさ歯科クリニック	貝淵 2-10-17	○	○	
	中郷歯科医院	井尻 940-1	○		
	医療法人社団スマイルエッセンス きさらづ歯科クリニック	ほたる野 1-19-7	○		

4 資機材

4.1 災害備蓄倉庫一覧

	所在地	延床面積	構造	設備	設置年月日
1	木更津市潮見 1-1 (市役所敷地内)	494.280 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	ベルトコンベア 物品格納棚 自家発電機	昭和 56. 4. 1
2	木更津市高柳 3-7-49 (市立岩根中学校)	33.120 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 57. 4. 1
3	木更津市下烏田 813-1 (消防波岡出張所)	33.120 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 58. 4. 1
4	木更津市真里谷 110 (富来田公民館)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成 13. 10. 5
5	木更津市有吉 932 (市立中郷中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 60. 4. 1
6	木更津市中島 2820 (市立金田中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 61. 4. 1
7	木更津市東太田 1-2-1 (市立太田中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 62. 4. 1
8	木更津市畑沢 1053-1 (市立畑沢中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 63. 4. 1
9	木更津市矢那 2797 (市立鎌足中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成元. 4. 1
10	木更津市西岩根 8-1 (市立岩根小学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成 2. 4. 1
11	木更津市菅生 114 (市立東清小学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成 3. 4. 1
12	木更津市中央 1-10-1 (市立第一中学校)	46.740 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚 (災害用井戸)	平成 12. 4. 1
13	木更津市真舟 2-6-1 (市立真舟小学校)	57.630 m ²	鉄骨造平屋建	物品格納棚	平成 26. 4. 1
14	木更津市永井作 2-11-12 (西清川公民館)	32.400 m ²	鉄骨造平屋建	物品格納棚	平成 27. 6. 18

4.2 災害用備品等備蓄状況

平成31年3月現在

種類	品名	単位	数量	備考
食料	保存用ビスケット	箱	714	42,840食
〃	サバインバルフーズ	箱	96	5,280食
〃	アルファ米	箱	61	3,050食
食器・調理器等	炊飯袋	枚	3,000	
〃	哺乳瓶	本	60	
〃	カセットコンロ	個	10	
〃	かまどセット	セット	2	
飲料	保存水（合計）	ℓ	26,580	
給水資機材	給水袋（5ℓ）	枚	7,400	
〃	給水袋（10ℓ）	枚	1,000	
〃	ポリタンク	個	45	
〃	給水バルーン5,000ℓ	式	5	
〃	災害用浄水機	台	7	
〃	簡易型浄水機（手動式）	台	6	
〃	災害用造水機	台	1	
寝具	毛布	枚	2,272	
衛生用品	生理用ナプキン	枚	29,120	
〃	歯磨き粉付歯ブラシセット	本	14,400	
〃	ホテル用トイレットペーパー	個	12,000	
〃	幼児おむつ	枚	7,316	
〃	大人おむつ（Lサイズ）	枚	3,280	
〃	尿取パット	枚	3,900	
〃	組立式簡易トイレ	個	1,314	
〃	トイレ用パナソニック用紙	式	20	
〃	トイレトイレットペーパー	箱	15	
〃	カルシーパック	箱	20	
〃	脱脂綿	箱	19	
〃	ティッシュ	箱	12	
照明	ろうそく	本	4,176	
〃	懐中電灯強力ライト	個	164	
〃	投光用スポット	個	43	
〃	投光用三脚	脚	43	
〃	防雨ライト	個	30	
〃	ランタン	個	16	
電源	乾電池（単一）	個	272	
〃	小型発電機	台	38	
〃	コードリール	個	21	
燃料	マッチ	個	150	
〃	レギュラーガソリン缶詰（10）	缶	102	
〃	ガソリン携行缶（20ℓ）	缶	2	
救護・救助資器材	救急箱（50人用）	箱	34	
〃	担架	台	26	
〃	折畳みリカー	台	12	

種類	品名	単位	数量	備考
消火資機材	三角バケツ	個	121	
〃	バケツ	個	40	
誘導資機材	拡声器	個	30	
〃	プラカード	本	20	
〃	避難誘導旗	本	8	
装 備	軍手	双	1,000	
〃	ヘルメット	個	419	
〃	災害用腕章	枚	230	
〃	雨合羽	着	110	
〃	長靴	足	70	
〃	作業服（上・女）	着	20	
〃	作業服（下・女）	着	20	
〃	防寒服	着	20	
〃	半長靴	足	20	
工 具	パイル	本	1,460	
〃	バール	本	121	
〃	折ノギリ	本	102	
〃	スコップ	本	94	
〃	ノギリ	本	51	
〃	かけや	本	27	
〃	つるはし	本	22	
〃	万能斧	本	18	
〃	ロープ	巻	15	
〃	なた	本	7	
〃	工具セット	セット	1	
機械工具	チェーンソー	台	22	
〃	エンジンカッター	台	14	
〃	チェーンソー替刃	本	37	
〃	混合ガソリン缶詰（2サイクルガソリン：450ml）	缶	330	
〃	ソーチェンオイル（10）	本	116	
〃	エンジンオイル（10）	缶	24	
その他	土嚢袋	枚	16,300	
〃	土嚢	個	2100	
〃	防水シート	枚	200	
〃	カーコーン	個	108	
〃	コーンベース	個	108	
〃	コーンバー	本	78	
〃	石灰	袋	30	
〃	はしご	台	16	
〃	切り丸太	本	10	
〃	テント	組	7	
〃	天気図黒板	台	1	
〃	物干し竿・台	組	1	

5 災害危険箇所

5.1 土砂災害危険箇所

急傾斜地

箇所番号	箇所名	所在地
III-1242	かずさ鎌足1	かずさ鎌足
III-1243	かずさ鎌足2	かずさ鎌足
III-1245	かずさ鎌足3	かずさ鎌足
III-1246	かずさ鎌足4	かずさ鎌足
III-1249	かずさ鎌足5	かずさ鎌足
II-5816	伊豆島1	伊豆島
II-5817	伊豆島2	伊豆島
II-5818	伊豆島3	伊豆島
II-5819	伊豆島4	伊豆島
II-5851	伊豆島5	伊豆島
II-5852	伊豆島6	伊豆島
III-0588	伊豆島7	伊豆島
II-5787	永井作1	永井作
II-5788	永井作2	永井作
II-5846	下烏田1	下烏田
II-5869	下烏田2	下烏田
II-5870	下烏田3	下烏田
II-5871	下烏田4	下烏田
II-5934	下郡	下郡
III-0609	下郡1	下郡
II-5913	茅野1	茅野
II-5914	茅野2	茅野
II-5935	茅野3	茅野
II-5936	茅野七曲1	茅野七曲
II-5937	茅野七曲2	茅野七曲
II-5938	茅野七曲3	茅野七曲
II-5939	茅野七曲4	茅野七曲
II-5940	茅野七曲5	茅野七曲
II-5941	茅野七曲6	茅野七曲
II-5945	茅野七曲7	茅野七曲
III-0607	茅野七曲13	茅野七曲
III-0610	茅野七曲6	茅野七曲
III-0612	茅野七曲8	茅野七曲
III-0614	茅野七曲10	茅野七曲
III-0623	茅野七曲12	茅野七曲
I-1174	茅野七曲	茅野七曲西ヶ谷
II-5793	犬成1	犬成
II-5795	犬成2	犬成
II-5796	犬成3	犬成
II-5797	犬成4	犬成
II-5820	犬成5	犬成
II-5821	犬成6	犬成
II-5822	犬成7	犬成
II-5823	犬成8	犬成
II-5824	犬成9	犬成
II-5825	犬成10	犬成
II-5826	犬成11	犬成
III-0587	犬成12	犬成
III-1234	港南台1	港南台
III-1236	港南台2	港南台
III-1238	港南台3	港南台
III-1239	港南台4	港南台
II-5912	根岸	根岸
II-5835	桜井1	桜井
II-5836	桜井2	桜井
II-5837	桜井3	桜井
II-5838	桜井4	桜井

箇所番号	箇所名	所在地
II-5839	桜井5	桜井
II-5840	桜井6	桜井
II-5841	桜井7	桜井
II-5842	桜井8	桜井
II-5843	桜井9	桜井
II-5844	桜井10	桜井
II-5845	桜井11	桜井
II-5827	笹子1	笹子
II-5828	笹子2	笹子
II-5829	笹子3	笹子
II-5830	笹子4	笹子
II-5831	笹子5	笹子
II-5832	笹子6	笹子
II-5833	笹子7	笹子
I-1394	小浜	小浜
II-5834	小浜1	小浜
II-5861	小浜2	小浜
II-5862	小浜3	小浜
II-5872	上烏田1	上烏田
II-5873	上烏田2	上烏田
II-5875	上烏田3	上烏田
II-5887	上烏田4	上烏田
II-5888	上烏田5	上烏田
III-1240	上烏田7	上烏田
III-1248	上烏田1	上烏田
III-1235	真舟1	真舟
III-0603	真里谷52	真里谷
III-0604	真里谷53	真里谷
III-0605	真里谷54	真里谷
III-0606	真里谷55	真里谷
III-0608	真里谷56	真里谷
III-0611	真里谷57	真里谷
III-0613	真里谷58	真里谷
III-0622	真里谷59	真里谷
III-1252	真里谷60	真里谷
I-1367	真里谷	真里谷
II-5897	真里谷1	真里谷
II-5898	真里谷2	真里谷
II-5899	真里谷3	真里谷
II-5900	真里谷4	真里谷
II-5901	真里谷5	真里谷
II-5902	真里谷6	真里谷
II-5903	真里谷7	真里谷
II-5904	真里谷8	真里谷
II-5905	真里谷9	真里谷
II-5906	真里谷10	真里谷
II-5907	真里谷11	真里谷
II-5908	真里谷12	真里谷
II-5909	真里谷13	真里谷
II-5910	真里谷14	真里谷
II-5911	真里谷15	真里谷
II-5915	真里谷16	真里谷
II-5916	真里谷17	真里谷
II-5917	真里谷18	真里谷
II-5918	真里谷19	真里谷
II-5919	真里谷20	真里谷
II-5920	真里谷21	真里谷

箇所番号	箇所名	所在地
II-5921	真里谷22	真里谷
II-5922	真里谷23	真里谷
II-5923	真里谷24	真里谷
II-5924	真里谷25	真里谷
II-5925	真里谷26	真里谷
II-5926	真里谷27	真里谷
II-5927	真里谷28	真里谷
II-5928	真里谷29	真里谷
II-5929	真里谷30	真里谷
II-5930	真里谷31	真里谷
II-5931	真里谷32	真里谷
II-5932	真里谷33	真里谷
II-5933	真里谷34	真里谷
II-5942	真里谷35	真里谷
II-5943	真里谷36	真里谷
II-5944	真里谷37	真里谷
III-0592	真里谷1	真里谷
III-0593	真里谷2	真里谷
III-0594	真里谷3	真里谷
III-0595	真里谷4	真里谷
III-0596	真里谷5	真里谷
III-0597	真里谷6	真里谷
III-0598	真里谷7	真里谷
III-0599	真里谷8	真里谷
III-0600	真里谷9	真里谷
III-0601	真里谷10	真里谷
III-0602	真里谷11	真里谷
III-1251	真里谷12	真里谷
I-1172	真里谷2	真里谷
II-5798	請西1	請西
II-5799	請西2	請西
II-5800	請西3	請西
III-0589	請西4	請西
III-1233	請西5	請西
II-5889	草敷1	草敷
II-5890	草敷2	草敷
II-5891	草敷3	草敷
II-5892	草敷4	草敷
II-5893	草敷5	草敷
II-5894	草敷6	草敷
II-5895	草敷7	草敷
I-1169	太田	太田、太田一丁目、太田二丁目
I-150001	太田2	太田二丁目、太田三丁目
II-5863	大久保1	大久保
II-5864	大久保2	大久保
II-5865	大久保3	大久保
II-5866	大久保4	大久保
II-5867	大久保5	大久保
II-5868	大久保6	大久保
II-5885	大久保7	大久保
III-1241	大久保1	大久保
III-1247	大久保3	大久保
I-1170	東太田	中尾
II-5789	中尾1	中尾
II-5790	中尾2	中尾
II-5791	中尾3	中尾
II-5792	中尾4	中尾

箇所番号	箇所名	所在地
II-5801	中尾5	中尾
II-5802	中尾6	中尾
II-5803	中尾7	中尾
II-5804	中尾8	中尾
II-5805	中尾9	中尾
II-5806	中尾10	中尾
II-5807	中尾11	中尾
II-5808	中尾12	中尾
II-5809	中尾13	中尾
II-5810	中尾14	中尾
II-5811	中尾15	中尾
II-5812	中尾16	中尾
II-5813	中尾17	中尾
II-5814	中尾18	中尾
II-5815	中尾19	中尾
III-0585	中尾3	中尾
III-0586	中尾5	中尾
III-1230	中尾1	中尾
III-1231	中尾2	中尾
III-1232	中尾4	中尾
II-5896	田川	田川
II-5794	日の出町	日の出町
II-5853	畑沢1	畑沢
II-5854	畑沢2	畑沢
II-5855	畑沢3	畑沢
II-5856	畑沢4	畑沢
II-5857	畑沢5	畑沢
II-5858	畑沢6	畑沢
II-5859	畑沢7	畑沢
II-5860	畑沢8	畑沢
II-5884	畑沢9	畑沢
III-1244	畑沢12	畑沢
I-1395	畑沢	畑沢岡清水
I-1171	畑沢2	畑沢浜ヶ谷
II-5874	八幡台1	八幡台
II-5886	八幡台2	八幡台
II-5847	矢那1	矢那
II-5848	矢那2	矢那
II-5849	矢那3	矢那
II-5850	矢那4	矢那
II-5876	矢那5	矢那
II-5877	矢那6	矢那
II-5878	矢那7	矢那
II-5879	矢那8	矢那
II-5880	矢那9	矢那
II-5881	矢那10	矢那
II-5882	矢那11	矢那
II-5883	矢那12	矢那
III-0590	矢那1	矢那
III-0591	矢那2	矢那
III-0615	矢那8	矢那
III-0616	矢那10	矢那
III-0617	矢那11	矢那
III-1237	矢那20	矢那
III-1253	矢那9	矢那
III-1254	矢那12	矢那

土石流

溪流番号	溪流名	水系名	河川名	所在地
20603402	山王谷沢	矢那川	矢那川	伊豆島
20603502	清水谷沢	矢那川	矢那川	伊豆島
20601002	大作沢	小櫃川	七曲川	茅野
20600502	曾倉沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600601	志保沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600701	崩沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600802	宮ノ前沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600902	西ノ谷沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20604102	奥谷沢	烏田川	烏田川	桜井
20603202	片田前沢	小櫃川	小櫃川	笹子
20603802	山田沢	烏田川	烏田川	上烏田
20603902	江戸沢	烏田川	烏田川	上烏田
20604002	長者谷沢	烏田川	烏田川	上烏田
20600402	谷沢	小櫃川	小櫃川	上根岸
20600102	五多谷沢	養老川	養老川	真里谷
20601103	真里谷沢(3)	小櫃川	武田川	真里谷
20601202	茗荷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601302	宮ノ下沢(2)	小櫃川	武田川	真里谷
20601402	井戸保沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601501	下内谷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601602	平柳沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601702	番匠前沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601802	真里谷沢(1)	小櫃川	武田川	真里谷
20601903	真里谷沢(4)	小櫃川	武田川	真里谷
20602002	山ノ神沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602102	ワセダ沢(2)	小櫃川	武田川	真里谷
20602201	川端沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602301	北ノ前沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602402	郷蔵谷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602502	宮ノ下沢(1)	小櫃川	武田川	真里谷
20602601	勝田作沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602702	藪宿道上沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602802	藪西谷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602902	真里谷沢(2)	小櫃川	武田川	真里谷
20603001	要害沢	小櫃川	武田川	真里谷
20603101	寺山沢	小櫃川	武田川	真里谷
20600202	横吹沢	小櫃川	小櫃川	田川
20600302	五田沢	小櫃川	小櫃川	田川
20603302	不動下沢	矢那川	矢那川	矢那
20603601	南畑沢	矢那川	矢那川	矢那
20603702	向谷沢(1)	矢那川	矢那川	矢那

5.2 土砂災害(特別)警戒区域

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
I-1172	木更津市真里谷	真里谷 2	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
I-1174	木更津市茅野七曲、茅野	茅野七曲	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
II-5936	木更津市茅野七曲	茅野七曲 1	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
III-0607	木更津市茅野七曲、山本七曲、茅野	茅野七曲 13	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
I-1169	木更津市太田一丁目、太田二丁目	太田	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
I-150001	木更津市太田二丁目、太田三丁目	太田 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
II-5903	木更津市真里谷	真里谷 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
III-1251	木更津市真里谷	真里谷 12	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
II-20600902	木更津市茅野七曲、山本七曲	西ノ谷沢	土石流	令和 2 年 2 月 18 日	千第 62 号	特別警戒区域なし
II-22503102	君津市山本、木更津市下郡	市ノ沢 1	土石流	令和 2 年 11 月 10 日	千第 607 号	千第 608 号
II-0815	市原市万田野、木更津市茅野七曲	万田野 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 12 日	千第 133 号	千第 135 号
I-1184	君津市山本、木更津市下郡	山本 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 16 日	千第 145 号	千第 148 号
III-1260	君津市北子安、木更津市畑沢、畑沢南 4 丁目	北子安 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 16 日	千第 145 号	千第 148 号
II-6892	袖ヶ浦市下根岸、木更津市上根岸	下根岸 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 16 日	千第 147 号	千第 150 号
II-5853	木更津市畑沢、畑沢南 1 丁目、君津市坂田	畑沢 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
I-1171	木更津市畑沢 1 丁目	畑沢 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5856	木更津市畑沢 1 丁目	畑沢 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5857	木更津市畑沢 1 丁目	畑沢 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5858	木更津市畑沢 1 丁目	畑沢 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
Ⅱ-5859	木更津市畑沢1丁目、畑沢2丁目	畑沢7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5860	木更津市畑沢1丁目、畑沢2丁目	畑沢8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5884	木更津市畑沢	畑沢9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-1244	木更津市畑沢、大久保	畑沢12	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-1395	木更津市畑沢	畑沢13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150013	木更津市畑沢1丁目、港南台4丁目	畑沢14	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150028	木更津市畑沢1丁目	畑沢15	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5854	木更津市畑沢、畑沢南1丁目、君津市坂田	畑沢16	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5897	木更津市真里谷	真里谷1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150002	木更津市真里谷	真里谷3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150003	木更津市真里谷	真里谷4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150004	木更津市真里谷	真里谷5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150005	木更津市真里谷	真里谷6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150006	木更津市真里谷	真里谷8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5905	木更津市真里谷	真里谷17	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5906	木更津市真里谷	真里谷18	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5907	木更津市真里谷	真里谷19	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5909	木更津市真里谷	真里谷21	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5910	木更津市真里谷	真里谷22	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5911	木更津市真里谷	真里谷23	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5915	木更津市真里谷	真里谷24	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5916	木更津市真里谷	真里谷25	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
II-5917	木更津市真里谷	真里谷 26	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5918	木更津市真里谷	真里谷 27	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5919	木更津市真里谷	真里谷 28	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5920	木更津市真里谷	真里谷 29	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5921	木更津市真里谷	真里谷 30	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5922	木更津市真里谷	真里谷 31	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5923	木更津市真里谷	真里谷 32	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5924	木更津市真里谷	真里谷 33	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5925	木更津市真里谷	真里谷 34	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5926	木更津市真里谷	真里谷 35	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5927	木更津市真里谷	真里谷 36	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5928	木更津市真里谷	真里谷 37	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5929	木更津市真里谷	真里谷 38	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5930	木更津市真里谷	真里谷 39	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5931	木更津市真里谷	真里谷 40	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5932	木更津市真里谷	真里谷 41	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5933	木更津市真里谷	真里谷 42	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5942	木更津市真里谷	真里谷 43	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5943	木更津市真里谷	真里谷 44	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5944	木更津市真里谷	真里谷 45	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150118	木更津市真里谷	真里谷 46	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150012	木更津市真里谷	真里谷 47	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150013	木更津市真里谷	真里谷 48	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
II-150014	木更津市真里谷	真里谷 49	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150015	木更津市真里谷	真里谷 50	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150016	木更津市真里谷	真里谷 51	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0604	木更津市真里谷	真里谷 53	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0605	木更津市真里谷	真里谷 54	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0606	木更津市真里谷	真里谷 55	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0608	木更津市真里谷	真里谷 56	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0611	木更津市真里谷	真里谷 57	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0613	木更津市真里谷	真里谷 58	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0622	木更津市真里谷、茅野七曲	真里谷 59	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150064	木更津市真里谷	真里谷 61	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150065	木更津市真里谷	真里谷 62	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150075	木更津市真里谷	真里谷 63	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-1367	木更津市真里谷	真里谷 64	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0592	木更津市真里谷	真里谷 65	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5898	木更津市真里谷	真里谷 66	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0593	木更津市真里谷	真里谷 67	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5899	木更津市真里谷	真里谷 68	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0594	木更津市真里谷	真里谷 69	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5900	木更津市真里谷	真里谷 70	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0595	木更津市真里谷	真里谷 71	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5901	木更津市真里谷	真里谷 72	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0596	木更津市真里谷	真里谷 73	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
II-5902	木更津市真里谷	真里谷 74	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0597	木更津市真里谷	真里谷 75	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0598	木更津市真里谷	真里谷 76	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5904	木更津市真里谷	真里谷 77	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0600	木更津市真里谷	真里谷 78	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0601	木更津市真里谷	真里谷 79	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-0602	木更津市真里谷	真里谷 80	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5908	木更津市真里谷	真里谷 81	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5834	木更津市小浜	小浜 1	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5861	木更津市小浜	小浜 2	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-5862	木更津市小浜	小浜 3	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150029	木更津市小浜、 港南台 3 丁目	小浜 4	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-1394	木更津市小浜	小浜 5	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-150012	木更津市小浜	小浜 6	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150030	木更津市小浜	小浜 7	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150031	木更津市小浜	小浜 8	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-150011	木更津市港南台 3 丁目、小浜	港南台 1	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-150036	木更津市港南台 4 丁目、畑沢 1 丁目	港南台 3	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
III-1239	木更津市港南台 3 丁目、港南台 2 丁 目、小浜	港南台 4	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-1234	木更津市港南台 1 丁目、小浜、潮 見 8 丁目	港南台 5	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-1236	木更津市港南台 1 丁目、港南台 3 丁 目、小浜	港南台 6	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
Ⅲ-1238	木更津市港南台 3 丁目、小浜、畑沢	港南台 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5827	木更津市笹子	笹子 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5828	木更津市笹子	笹子 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5829	木更津市笹子	笹子 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5830	木更津市笹子	笹子 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5831	木更津市笹子	笹子 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-150020	木更津市笹子	笹子 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150066	木更津市笹子	笹子 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150072	木更津市笹子	笹子 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5791	木更津市中尾	中尾 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5792	木更津市中尾	中尾 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5802	木更津市中尾	中尾 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5803	木更津市中尾	中尾 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5805	木更津市中尾	中尾 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5806	木更津市中尾	中尾 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5807	木更津市中尾	中尾 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5808	木更津市中尾	中尾 12	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5809	木更津市中尾	中尾 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5810	木更津市中尾	中尾 14	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5811	木更津市中尾	中尾 15	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5813	木更津市中尾	中尾 17	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5814	木更津市中尾	中尾 18	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-150021	木更津市中尾	中尾 20	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
II-150069	木更津市中尾	中尾 21	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150070	木更津市中尾	中尾 22	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150071	木更津市中尾	中尾 23	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5787	木更津市永井作 1 丁目	永井作 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5788	木更津市永井作 1 丁目、清見台 1 丁 目	永井作 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5793	木更津市犬成	犬成 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5795	木更津市犬成、 笹子	犬成 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5796	木更津市犬成	犬成 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5797	木更津市犬成	犬成 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5820	木更津市犬成	犬成 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5821	木更津市犬成	犬成 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5822	木更津市犬成	犬成 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5824	木更津市犬成	犬成 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5826	木更津市犬成	犬成 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150067	木更津市犬成	犬成 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150068	木更津市犬成	犬成 14	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	特別警戒区 域なし
II-5794	木更津市日の出 町	日の出町	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5799	木更津市請西、 千束台 1 丁目	請西 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5800	木更津市請西	請西 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150034	木更津市請西	請西 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150035	木更津市請西	請西 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5817	木更津市伊豆島	伊豆島 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5818	木更津市伊豆島	伊豆島 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
II-5819	木更津市伊豆島	伊豆島 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5851	木更津市伊豆島	伊豆島 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5835	木更津市桜井、 桜井新町 4 丁目	桜井 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5836	木更津市桜井	桜井 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5837	木更津市桜井	桜井 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5838	木更津市桜井	桜井 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5839	木更津市桜井	桜井 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5840	木更津市桜井	桜井 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5841	木更津市桜井	桜井 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5842	木更津市桜井	桜井 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5843	木更津市桜井	桜井 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5844	木更津市桜井	桜井 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5845	木更津市桜井	桜井 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150032	木更津市桜井	桜井 12	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-150033	木更津市桜井	桜井 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5846	木更津市下烏田	下烏田 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5847	木更津市矢那	矢那 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5848	木更津市矢那	矢那 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5849	木更津市矢那	矢那 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5850	木更津市矢那	矢那 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5876	木更津市矢那	矢那 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5877	木更津市矢那	矢那 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5878	木更津市矢那	矢那 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-5879	木更津市矢那	矢那 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5880	木更津市矢那	矢那 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5881	木更津市矢那	矢那 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5882	木更津市矢那	矢那 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5883	木更津市矢那、 かざさ鎌足 1 丁目	矢那 12	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0590	木更津市矢那	矢那 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0591	木更津市矢那	矢那 14	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1254	木更津市矢那	矢那 15	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1237	木更津市矢那	矢那 20	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5855	木更津市畑沢南 1 丁目、君津市坂 田	畑沢南 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5863	木更津市大久保	大久保 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5864	木更津市大久保	大久保 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5865	木更津市大久保	大久保 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5866	木更津市大久 保、下烏田	大久保 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5867	木更津市大久保	大久保 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5868	木更津市大久 保、下烏田	大久保 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5885	木更津市大久保	大久保 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1241	木更津市大久 保、大久保 1 丁目	大久保 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	特別警戒区 域なし
Ⅲ-1247	木更津市大久 保、大久保 3 丁 目、畑沢	大久保 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5871	木更津市羽鳥野 7 丁目	羽鳥野 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-5874	木更津市八幡台 3 丁目、上烏田	八幡台 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5886	木更津市八幡台 7 丁目、上烏田	八幡台 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
Ⅱ-150076	木更津市八幡台 5丁目、上烏田、八幡台6丁目、八幡台7丁目、君津市練木	八幡台 3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150077	木更津市八幡台 5丁目、大久保、畑沢	八幡台 4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-1248	木更津市上烏田	上烏田 1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5875	木更津市上烏田	上烏田 3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5887	木更津市上烏田	上烏田 4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5888	木更津市上烏田	上烏田 5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5889	木更津市草敷	草敷 1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5890	木更津市草敷	草敷 2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5891	木更津市草敷	草敷 3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5892	木更津市草敷	草敷 4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5893	木更津市草敷	草敷 5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5894	木更津市草敷	草敷 6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5895	木更津市草敷	草敷 7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150078	木更津市草敷	草敷 8	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150079	木更津市草敷	草敷 9	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5896	木更津市田川	田川	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150080	木更津市田川	田川 2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5912	木更津市根岸	根岸	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5913	木更津市茅野	茅野 1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5914	木更津市茅野	茅野 2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5935	木更津市茅野	茅野 3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
Ⅱ-5934	木更津市下郡	下郡	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0609	木更津市下郡	下郡1	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150081	木更津市下郡	下郡2	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5937	木更津市茅野七曲	茅野七曲2	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5938	木更津市茅野七曲	茅野七曲3	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5939	木更津市茅野七曲	茅野七曲4	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5940	木更津市茅野七曲	茅野七曲5	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5941	木更津市茅野七曲	茅野七曲6	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5945	木更津市茅野七曲	茅野七曲7	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0612	木更津市茅野七曲、山本七曲	茅野七曲8	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0610	木更津市茅野七曲	茅野七曲9	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0614	木更津市茅野七曲、茅野	茅野七曲10	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0623	木更津市茅野七曲	茅野七曲12	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20600601-a	木更津市茅野七曲	志保沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20600601-b	木更津市茅野七曲	志保沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20600701	木更津市茅野七曲、山本七曲	崩沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20601501	木更津市真里谷	下内谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20602201	木更津市真里谷	川端沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20602301	木更津市真里谷	北ノ前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区域なし
I-20602601	木更津市真里谷	勝田作沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20603001	木更津市真里谷	要害沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20603101	木更津市真里谷	寺山沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
I-20603601	木更津市矢那	南畑沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
II-20600102	木更津市真里谷	五多谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20600202	木更津市田川	横吹沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20600302	木更津市田川	五田沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20600402	木更津市上根岸	谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II-20600502	木更津市茅野七 曲	曾倉沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20600802	木更津市茅野七 曲、山本七曲	宮ノ前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20601002	木更津市茅野	大作沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II-20601802	木更津市真里谷	真里谷沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20602902	木更津市真里谷	真里谷沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-20601103	木更津市真里谷	真里谷沢3	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
III-20601903	木更津市真里谷	真里谷沢4	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20601202	木更津市真里谷	茗荷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20602502	木更津市真里谷	宮ノ下沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II-20601302	木更津市真里谷	宮ノ下沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II- 20601402-a	木更津市真里谷	井戸保沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II- 20601402-b	木更津市真里谷	井戸保沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20601602	木更津市真里谷	平柳沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20601702	木更津市真里谷	番匠前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II-20602002	木更津市真里谷	山ノ神沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20602102	木更津市真里谷	ワセダ沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II-20602402	木更津市真里谷	郷蔵谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20602702	木更津市真里谷	藪宿道上沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II-20602802	木更津市真里谷	藪西谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
II-20603202	木更津市笹子	片田前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
II-20603302	木更津市伊豆島	不動下沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20603402	木更津市伊豆島	山王谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20603502	木更津市伊豆島	清水谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20603702	木更津市矢那	向谷沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20603802	木更津市上烏田	山田沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20603902	木更津市上烏田	江戸沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20604002	木更津市上烏田	長者谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
II-20604102	木更津市桜井	奥谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

災対No.

木更津市災害対策本部

被害発生状況等連絡票	
記入日時	月 日 時 分
情報発信者	住 所
	氏 名
	電話番号
記 事	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
重 要 度	1 重要かつ緊急 2 重要 3 普通
被害の種類	1 人的被害 2 住宅等の被害 3 道路の被害 4 鉄道の被害 5 その他の交通機関の被害 6 その他の被害 7 ライフライン（電気） 8 ライフライン（水道） 9 ライフライン（ガス） 10 ライフライン（その他）
情報共有先	
記 入 者	

市様式3 現地調査票

現 地 調 査 票	
調査担当者氏名	部 班 氏名
調査日時	年 月 日 午前・午後
被害発生場所	市内
災害の種類	
被害の状況	
必要な応急対策	
図面添付	

市様式4 災害箇所一覧表

No. _____

番号	通報時刻	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	
	年 月 時 分			班	班	

市災害対策本部様式4

避難者カード							No. _____
収容避難所名		担当職員名					
住 所							
避難種別	(ふりがな) 氏名	続柄	性別	生年月日	入所日 (記入日時)	負傷又は疾病の該当	連絡先その他 必要情報
						負傷 被災等	
親族・同居者からの照会があれば全てについて回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。							回答を希望しない
知人からの照会があれば、お名前と負傷(疾病)の状況について回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。							回答を希望しない
全ての項目について、親族・同居人・知人以外のものからの照会に対する回答、又は公表することについて同意するか、同意しないかを○で囲んでください。							同意する 同意しない

※世帯ごとに作成して下さい。

※「避難種別」欄には、同一の避難所の場合「○」を、異なる避難所の場合「△」を、不明または避難していない場合は「×」を記入して下さい

市様式6 避難者名簿

番号	避難期間	氏名	性別	年齢	世帯主との関係	災害名	避難所名	作成者	班	No.	/
						現住所	離散家族氏名(続柄)	事後消息	氏名	備考	
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										
	月 日～ 月 日										

- (注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
- (注2) 「事後消息欄」には、避難所出所後の行先を記入すること。
- (注3) 「備考」欄には、市民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

市災害対策本部様式6

市様式9 遺留品処理票

整理 番号	第 号	取扱日時	年 月 日	時 分
		取扱者	収容所・保管者 氏名	
被保 管者 住所 氏名	住所			
	氏名			
	氏名			
送付 先	保管所			
送付 月日	年 月 日			
保管 替先	保管所			
引渡 月日	年 月 日			
受取 人の 住所 氏名	住所			
	氏名			
立会 人の 住所 氏名	住所			
	氏名			
摘 要				

市災害対策本部様式9

6.2 災害救助法様式

災害救助法様式1 人的及び住家の被害状況報告

木更津市

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）												
災害の名称					災害発生の日時		年 月 日 時					
災害発生の場所												
災害報告の時限		月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者		木更津市					
人的 被害	死者	人		住家の被害	世帯数及び人員	床上浸水	世帯		世帯			
		人					人員		人			
	負傷者	重傷				人		床下浸水	世帯		世帯	
		軽傷				人			人員		人	
		小計				人			非住家の被害（全半壊等）棟			
	計		人									
住家 の被害	棟数	全壊・全焼又は流失		棟		原因						
		半壊又は半焼		棟								
		半壊に至らない		棟								
		床上浸水		棟		すでに 救助措置等 をとった						
		床下浸水		棟								
	世帯及び人員	全壊・全焼 又は流失	世帯		世帯		見込み 法適用の その他					
			人員		人							
		半壊又は半焼	世帯		世帯							
			人員		人							
		半壊に 至らない	世帯		世帯							
人員			人									

- 注) 1 被害の認定基準は、地域防災計画書の巻末資料に寄ること。
2 「その他」の欄には、消防団の出動状況及びその延人員等を記入すること。

災害救助法様式1

災害救助法様式8 応急仮設住宅台帳

市町村名：木更津市 No. /

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所在地	構造区分	面積(m ²)	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
							月 日	月 日	月 日	円	
小計 合計	世帯									円	

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号を記入すること。
 2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
 8 応急仮設住宅設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。

災害救助法様式8

災害救助法様式9 炊き出し給与状況

市町村名：木更津市 No. /

炊き出し場の 名称		月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
箇所 小計 合計	内容										円	
	単価											
	数量											

(注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式9

供給月日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者住所・氏名	金 額	修繕月日	修繕費	修理の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	
小 計 合 計	人				円		円		円	円	

- 注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、
有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
- 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

住家被害 程度区分	世帯主住所・氏名	基礎と なった世 帯構成人 員	給与月日	給 与 物 資 の 品 名							実支出額	備 考
				品名								
				単価								
		人	月 日								円	
小計	全壊（焼）・流失	世帯										
	半壊（焼）	世帯										
合計	床上浸水	世帯										
	計	世帯										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日
給与責任者 氏名

印

- (注) 1 「住家被害程度区分」欄に全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
 2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
 3 「給与物資の品名」欄に、品名、単価、数量を記入すること。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 13 病院診療所医療実施状況

市町村名：木更津市 No. /

診療機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院日数	通院日数	入院	通院		
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～ 月 日		日	日	点	点	円	
小計 合計	機関	人			日	日	点	点	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

年 月 日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具								実支出額	備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者（管理者） 住所・氏名	金 額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
年 月 日	人			円	月 日	円		円	円		
小 計 合 計	人			円		円		円	円		

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
 場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

世帯主 住所・氏名		修理箇所概要	修理に要した期間	実支出額	摘 要
			月 日～ 月 日	円	
小計 合計	世帯			円	

(注) 1 「修理に要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

学 校 名	学 年	児 童 (生徒) 氏 名	親権者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳										実 支 出 額	備 考		
					教 科 書					学 用 品								
					教科					品名							単価	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
小計 合計	小学校 校	人			数量							数量					円	
	中学校 校	人			数量							数量					円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長） 氏名 印

(注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 19 埋葬台帳

市町村名：木更津市 No. /

整理 番号	死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		遺族住所・ 氏 名	埋葬を行った者		火・埋葬場所 納骨場所	埋 葬 費				備 考
			氏 名	性別 年齢		死亡者 との関係	住所・氏名		棺(付属品 を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	小 計 合 計		人						円 (現物給与) 件	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 件	円 (支給額) 円	

- (注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 20 遺体処理台帳

市町村名：木更津市 No. /

整理 番号	処 理 年月日	遺体発見 日 時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理				遺体の 一 時 保存料	検案料	実支出額	備 考 一時保存場所 火・埋葬の有無等
					住所・氏名	続柄等	品 名	単価	数量	金額				
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	小 計 合 計									円	円	円	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 20

住 家 被害程度 区 分	世 帯 主 住所・氏名	除去に要した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概要	備 考
		月 日～ 月 日	円		
小 計 合 計	半壊 世帯 半焼 世帯 床上浸水 世帯	円	円		

- (注) 1 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
 2 「除去に要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

輸送 月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕			燃料 費	実支 出額	備考		
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日				修繕 費	故障の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 住所・ 氏名						
月日					円			月日	円		円	円	
小計 合計				台	円				円		円	円	

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

6.3 自衛隊災害派遣要請様式

(知事への自衛隊災害派遣部隊要請の様式)

様式－2

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

木更津市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

(知事への自衛隊災害派遣部隊撤収の様式)

様式－４

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

木更津市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

2 撤収要請を依頼する理由

3 その他必要事項

7 被害調査班担当区域

市長公室	大久保・八幡台・羽鳥野・上烏田・中烏田・下烏田
総務部	岩根・高砂・本郷・高柳・若葉町・中島・瓜倉・畔戸・牛込・中野・北浜町・金田東・潮見・築地・木材港・潮浜・新港
企画部	太田・東太田・長須賀・永井作・祇園・清見台・清見台東・清見台南
財務部	菅生・清川・椿・犬成・中尾・伊豆島・ほたる野・笹子・日の出町・文京・幸町・桜町・請西・請西東・請西南・真舟・千束台
市民部	中里・江川・西岩根・久津間・万石
健康こども部	畑沢・畑沢南・港南台・小浜
福祉部	矢那・草敷・かずさ鎌足
環境部	新田・富士見・中央・新宿・吾妻・貝渕
経済部	発災前後から市内全域対応
都市整備部	発災前後から市内全域対応
教育部	上望陀・下望陀・有吉・大寺・十日市場・井尻・曾根・牛袋野・牛袋
特命部	朝日・木更津・東中央・大和・桜井・桜井新町
富来田連絡所	大稲・真里・下内橋・戸国・茅野・茅野七曲・山本七曲・真里谷・田川・佐野・下郡・根岸・上根岸・下宮田

